

令和 5 年 度

学 生 便 覧

2 0 2 3



静 岡 大 学 農 学 部

静岡大学大学院総合科学技術研究科 農学専攻

目 次

学 部

1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革	3
2. 農学部の3つの方針（ポリシー）	4
3. 農学部の概要	6
4. 静岡大学農学部規則	10
5. 学科（コース）別専門科目表	16
6. 全学教育科目表	27
7. 特別教育プログラムの履修について	35
8. 研究室分属と卒業研究の履修について	36
9. 教育職員免許状・各種資格の取得について	37
10. 静岡大学農学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ	48
11. 教務について	50
12. 学生生活及び厚生指導について	54
13. 農学部諸施設について	59
14. 学内における交通規制等について	60
15. 留学について	60
16. 国立大学法人静岡大学学則	61
17. 静岡大学学位規程	76
18. 静岡大学学部共通細則	81
19. 静岡大学単位認定等に関する規程	84
20. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	86
21. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	88
22. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	90
23. 静岡大学外国人学生規程	92
24. 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	94
25. 静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の成績優秀者に対する授業料免除に関する 要項	101
26. 静岡大学学生表彰規程	103
27. 静岡大学学生懲戒規程	104
28. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	109
29. 静岡大学研究生規程	111
30. 静岡大学科目等履修生規程	112
31. 静岡大学聴講生規程	113

32. 静岡大学特別聴講生規程	114
33. 静岡大学短期交流特別学部学生規程	115

大 学 院

1. 総合科学技術研究科の3つの方針（ポリシー）	117
2. 農学専攻の3つの方針（ポリシー）	118
3. 静岡大学大学院規則	121
4. 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則	138
5. 年次別開講農学専攻授業科目表	144
6. 副専攻プログラムの履修について	160
7. 成績評価について	171
8. 修士論文の審査及び最終試験実施日程表	171
9. 修士論文の審査と取扱いに関する申し合わせ	172
10. 教育職員免許状（高等学校専修）の取得について	174
11. 大学院生の学部授業の受講に関する申合せ	175
12. 静岡大学大学院特別研究学生規程	177
13. 静岡大学大学院特別研究派遣学生規程	179

農学部教員名簿	181
静岡大学農学部配置図	186
静岡大学農学部建物平面図.....	折込み
（参考掲載）	
規則別表（農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻）	巻末

※本誌に掲載されている規則等は随時改正される場合があります。
最新の規則等は静岡大学ホームページで確認してください。

1. 静岡大学農学部・大学院総合科学技術研究科農学専攻の沿革

静岡大学農学部は専門学校令により、昭和22年4月静岡県磐田市に、学生定員農科40名及び林科30名をもつ静岡県立農林専門学校として発足し、同25年に学校教育制度の改革により、県立農科大学に昇格し、翌26年に国立に移管されて静岡大学農学部となった。

昭和28年に農芸化学科が、同41年に林産学科が、さらに引き続いて、翌42年に園芸学科が増設され、農学科・園芸学科・林学科・林産学科及び農芸化学科の5学科から成る学生定員150名の農学部に発展した。

昭和45年に、大学院農学研究科修士課程農学専攻・林産学専攻及び農芸化学専攻が設置され、続いて翌46年に園芸学専攻及び林学専攻が増設された。昭和48年4月学部の将来の発展を考え、現在地の静岡市大谷に移転した。そして、平成元年4月に従来の5学科・25講座を改め、3学科（生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・9大講座に改組された。

平成3年に、中部地区の静岡大学、信州大学及び岐阜大学が連携協力して、大学院連合農学研究科後期3年博士課程（基幹大学：岐阜大学）が設置された。

平成8年4月に人間環境科学科が増設され、4学科（人間環境科学科・生物生産科学科・森林資源科学科・応用生物化学科）・8大講座に改組された。平成12年4月、大学院農学研究科修士課程にも人間環境科学専攻が増設された。

平成14年4月に、農場、演習林、乾燥地農業実験実習施設及び魚類餌料実験実習施設の4つの附属施設が統合され、地域フィールド科学教育研究センターが設置された。

平成18年4月に共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科、環境森林科学科の3学科・5大講座から成る組織へ再編された。また同年、創造科学技術大学院（博士課程）が設置された。

平成20年4月には、大学院農学研究科修士課程も、共生バイオサイエンス専攻、応用生物化学専攻、環境森林科学専攻の3専攻に再編された。平成23年4月に共生バイオサイエンス専攻に農業ビジネス起業人育成コースが置かれ、平成25年4月には各専攻にグローバル農学人材育成コースが設置された。

平成25年4月に教員はこれまでの農学部配置から大学院農学研究科配置に変更となり、平成27年4月には、学術院農学領域および融合グローバル領域配置に変更となった。平成27年4月に大学院工学、情報学、理学、農学研究科が統合されて大学院総合科学技術研究科に改組され、農学研究科は農学専攻となった。平成27年10月には農学部内にABP留学生コースが設置された。

平成28年4月には学生定員35名増に伴い、生物資源科学科、応用生命科学科の2学科から成る学生定員185名の組織へ再編され、生物資源科学科には植物バイオサイエンスコース、木質科学コース、地域生態環境科学コース、農食コミュニティデザインコースの4コースとともに、学部横断学位プログラムである地域創造学環のコースも併設された。

平成29年4月には、大学院総合科学技術研究科農学専攻環境森林科学コースの中に山岳科学教育プログラムを開設した。

令和2年4月には、大学院総合科学技術研究科農学専攻が生物資源科学コース、応用生命科学コースの2コースへ再編された。

令和5年4月には学生定員10名減に伴い、生物資源科学科105名、応用生命科学科70名の組織となり、生物資源科学科は、バイオサイエンスコースと環境サイエンスコースの2コース制に再編された。

2. 農学部の方針（ポリシー）

農学部のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

農学部は、人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ、相応の専門性を有するとともに人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会に適応できる総合力を備えた人材の育成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（農学）の学位授与の条件とする。

1. 農学の学問領域にかかわる学識と教養を広く身につけている。
2. 食料生産、環境、生物資源の高度利用など、地球規模の諸問題を理解し、その解決に向けて各学科の専門的な立場から科学的かつ総合的な発想ができる。
3. 地域社会における諸課題に対して関心を強く持ち、その解決に向けて自主的かつ継続的に取り組み、地域活性化に貢献する十分な資質を有している。
4. 地域および国際社会で必要とされるコミュニケーション能力を有し、リーダーシップを発揮し活躍できる。

農学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

農学部は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成と実施の方針】

自然科学系の基礎領域から各学科の専門領域まで、農学における幅広い視野と高度な専門知識を身につけるための教育を行う。

1. 1、2年次では主に教養と語学力を養うための科目、理系の基礎的科目や農学全体を俯瞰する科目を、2年次からは専門領域の科目を配置し、連続性を重視した教育を実施する。
2. 実地及び社会から学ぶ姿勢を涵養するため、フィールド科学教育を重視する。
3. 基盤的・専門的知識を身につけさせるための講義を実施する。また、基本的観察力と洞察力を涵養し、課題探求能力を向上させるための実験・実習科目を課する。
4. 4年間の学びの集大成として卒業研究に取り組む。これを通して専門的知識・技術に支えられた総合的思考を身につける教育を行う。
5. 学生のキャリア形成と社会性を育むための科目を配置し、卒業後の進路を見据え

た履修を可能にするとともに、より高度な専門人材育成のため、大学院への進学を念頭においた指導を入学直後から行う。

【学習成果の評価の方針】

農学部教育の質保証ガイドラインに従って行う。その概要は次の通りである。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表、実技試験、ルーブリック等によって行う。
2. 卒業研究の評価は、卒業論文、研究発表、口頭試問等によって行う。

農学部のアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

・育てる人間像

人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ相応の専門性を有するとともに、人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会への適応が可能な総合力を備えた人材を育成します。

・目指す教育

実地体験型フィールド演習と基礎科学実験を基盤として、座学と実験・演習の連動を重視したカリキュラム構成によって、基礎から応用までを見渡せる広い視野を身につけるとともに、専門性を高める教育を行います。

・求める学生像

自然科学、生命科学を学ぶ上で必要な適性と基礎学力を有し、人類の生存と福祉に関わる環境・社会問題の解決、持続可能な生物生産技術の開発、応用生命科学の探求に強い意欲を持つ人の入学を期待します。

・大学入学までに身につけておくべき教科・科目等

農学部が行う入学者選抜試験は、受験者が「求める学生像」の観点を満たす人物であるかどうかをはかるものです。前期日程では、大学入学共通テストで5教科7科目と個別学力検査では数学、理科を課しています。また後期日程では、大学入学共通テストの5教科7科目と個別学力検査では理科等を課しています。

したがって、入試種別に関わりなく、高等学校修了までに学習するすべての教科と科目について基礎知識を習得するとともに、理系科目を十分に学習しておくことが必要です。

3. 農学部の概要

ミッションの再定義

農学部・農学専攻における人材育成、並びに教育・研究・社会貢献等を踏まえ、文部科学省により平成25年度に行われたミッションの再定義では、静岡大学農学部は『富士山から駿河湾に至る豊饒な風土を背景とする静岡県において、「農業生産技術の開発」、「生物機能の解明」、「森林を含む生物資源の利用」、「農林生態系と地域環境の保全」など、生物科学と環境科学を融合した農学を考究し、地域農林業と地域社会の発展を目指し教育、研究、社会貢献に取り組んでいる』と書かれている。教育面のミッションでは、大学院修士課程において、『バイオサイエンスと環境に関する先端的な専門教育やフィールドを用いた多様な実践教育を展開し、未来を拓くことのできる国際性とチャレンジ精神を併せ持つ高度な専門人材育成の役割を果たす。』とあり、学部教育も含めて、『農場、演習林及び国内外の農村などを利用した農業実地体験型及び課題探求開発型フィールド教育、実用面を強く意識した専門教育、グローバル農学人材の育成などの特色ある教育を進めてきた実績を生かし、課題探求能力と国際性を有し、農学分野の各方面で活躍できる技術者を育成する学部・大学院教育を目指して不断の改善・充実を図る。』とされている。また、社会貢献面でのミッションにおいては、「静岡県をはじめとする周辺地域の農業・農村、関連産業の振興・発展に寄与する」とされている。

ミッションの再定義を受けて、静岡大学農学部では、地域人材の育成を主な目的とする「生物資源科学科」と、日々進展する科学技術をベースに、必ずしも地域にしばられない技術開発を担う人材の育成を目的とする「応用生命科学科」の2学科体制で教育・研究を行うこととした。

生物資源科学科における教育・研究

「生物資源科学科」は、山地から平野までの農林業全体を連続的に見渡し、そこで行われる生産活動・技術を発展させることによって、地域の活力の維持、地域活性化を担うことのできる人材の育成を中心に教育を組み立てる。静岡県という立地・環境を存分に活かし、静岡の特産品を産出する農林業の現場や技術利用の実地をふんだんに教育に取り込み、さらには、教育を通して地域活性化を行うべく、地方自治体とも協力しながら人材育成を担う学科である。

その人材育成の目的のために、次の2つのコースを置く。

「バイオサイエンスコース」

「環境サイエンスコース」

学生は入学後にいずれかのコースに分属し、それぞれの分野における専門性を高める一方、農学がカバーすべき幅広い分野を俯瞰する視野と、コースを越えた専門領域における学びに積極的に向き合う。

応用生命科学科における教育・研究

生命現象を深く理解し、それを持続的に利用するためには、物理学や化学、生物学の基礎学理を基盤として、生物の構成成分の性質を正しく理解した上で、各成分間および環境との相互作用が生命システムを産み出し維持するメカニズムを、旧来の学問領域の壁を超えた学際的で柔軟な視点から探求する必要がある。こうした思想と技術を素養として持ち、健全な地球環境を維持しながら、生命現象を利用した独創的な新技術や食料とエネルギーの持続的な供給システム等を開発して人類の生活の質の向上に貢献できる人材を育成し、地域ならびに世界の産業界や研究機関に輩出することが応用生命科学科の使命である。

応用生命科学科では、既存の学問領域の枠に捕らわれることなくシームレスに生命科学の基盤を構築するために、物理化学、有機化学、分析化学、生化学、分子生物学、細胞生物学、生物・化学情報学等の科目とこれらに連動した実験・実習科目を相互に密接に関連づけて積み上げ式に編成したカリキュラムを提供する。さらに、食品や医薬・農薬、化粧品等の開発に関連した応用的・実践的な科目と生命現象を取り巻く環境や社会生活に関わる科目を履修し、産業界のニーズに対応した即戦力と地域やグローバル社会の中で生き抜く適応力を育む。

このような教育プログラムによって、卒業後あるいは大学院に進学してさらなる研鑽を積んだ後に、地域や国内外の食品、医薬、農薬、化学、化粧品、種苗等の諸産業界や研究機関において、①微生物、植物、動物など生物の資源・機能の高度利用・高付加価値化に関わる喫緊の課題の解決、②柔軟で独創的な発想力を活かした新分野の開拓と新素材・新技術の創造、ならびに③人類の生存と福祉ならびに人類を取り巻く環境の保全に貢献できるような、胆力と実行力、未来創成力を兼ね備えた研究者・技術者を養成する。

農学部の特徴ある授業科目

農学部では、どちらの学科においてもフィールド教育を重視している。学科によらず履修できる特色ある授業には、「フィールド科学演習」、「農業環境演習」、「海外フィールドワーク」がある。いずれの科目も、社会人として必要な「課題探求能力」、「プレゼンテーション能力」、「コミュニケーション能力」、「グローバル化対応」を実体験によって涵養する、他大学・他学部ではあまり見られない特徴的な授業である。

「フィールド科学演習」はⅠとⅡからなる。Ⅰでは学生5～6名がグループを作り、グループ担当教員の指導のもと、自主的に農学に関連する調査・研究に取り組む。Ⅱでは農場・演習林・水圏施設等を利用し、静岡県の特徴的な環境について学ぶ。いずれも1年次に開講される。

「農業環境演習」は1～3年次に開講される。本演習の特徴は農業・農村の現場で学ぶことである。履修生は中山間地域にある静岡市葵区梅ヶ島大代地区に3年間継続的に通いながら、地区住民と農作業や地区行事などの共同作業を行う。そして地区の魅力と課題を発見し、地区住民とともに課題解決に取り組む。3年間の活動を通して、中山間地域ならびに農業・農村の維持・発展に取り組むための基礎的な能力や素養を身につけた学生は、農学部長より「農業環境リーダー」に認定される。

「海外フィールドワーク」は2年次に開講される短期留学による授業である。インドネシア及びタイの大学ならびに農村を訪れ、日本以外の農業・農学の現状を体験することで、視野を広げるとともに、グローバル化の必要性を学ぶ。

4. 静岡大学農学部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学農学部（静岡大学地域創造学環を除く。）（以下「本学部」という。）における教育その他必要な事項を定める。

(目的、使命)

第1条の2 本学部では、人間社会と直結したフィールド科学と基礎科学を修得し、農学の幅広い専門分野を俯瞰でき、かつ、相応の専門性を有するとともに人間と自然の共存する循環型社会の構築を目指し、地域活性化への貢献とグローバル社会に適応できる総合力を備えた人材の育成を目的とする。

(学科等)

第2条 本学部は、学則第4条及び第7条に規定する次の学科及び附属の教育研究施設で構成する。

生物資源科学科

応用生命科学科

地域フィールド科学教育研究センター

(履修コース)

第2条の2 生物資源科学科に、次の履修コースを置く。

バイオサイエンスコース、環境サイエンスコース

(A B P留学生コース)

第2条の3 Asia Bridge Program 留学生コース（秋季入学特別プログラム留学生コースをいう。以下「A B P留学生コース」という。）は、次の学科及びコースで履修させるものとする。

生物資源科学科 バイオサイエンスコース、環境サイエンスコース

応用生命科学科

(履修コースの決定)

第2条の4 前2条に規定する生物資源科学科の学生の履修コースの決定は、第2年次前学期終了時（A B P留学生コースは第2年次後学期終了時）として、その手続き等については、別に定める。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第4条 専門科目及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(授業科目)

第5条 各学科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

[別表第1]

2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を必要としないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験又は実習のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講 義	3 時間
演 習	授業の内容により1.5時間又は3 時間
実験及び実習	授業の内容により1 時間又は1.5時間

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の手続きに従い登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第7条の2 履修科目の登録の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則による。

(単位の認定)

第8条 授業科目の単位の認定は、試験その他の方法及び授業への出席状況を考慮して行う。

(試験)

第9条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、学期を単位としない授業科目については、随時行う。

2 病気その他正当な事由で試験を受けることができなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績評価)

第10条 成績の評価は、静岡大学単位認定等に関する規程による。

(卒業研究)

第11条 卒業研究は、別に定めるところにより、各学科所定の授業科目及び単位数を修得した者に課す。

(卒業認定)

第12条 本学部において、別表第2に定める単位を修得した者には、卒業の認定を与える。

[別表第2]

(他の学部における授業科目の履修)

第13条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学生が、入学前の既修得単位の認定を願い出たときは、これを認めることがある。

(退学等)

第15条 学生が、退学、休学、留学又は転学等をしようとするときは、所定の書類を農学部長に提出するものとする。

(転学部・転学科等)

第16条 転学部、転学科又は転コースを志望する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の認定等必要な事項は、別に定める。

(編入学・転入学・再入学)

第17条 本学部編入学、転入学又は再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。

(教員免許)

第18条 教員免許法に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、教科に関する授業科目及び別に定める教職に関する授業科目について、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により修得した、教職に関する授業科目の単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

(研究生等)

- 第19条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流特別学部学生について必要な事項は、別に定める。

(学生指導)

- 第20条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、本学部に指導教員を置く。

(補則)

- 第21条 この規則を実施するために必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

《一部改正規則附則省略》

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年9月30日以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

巻末を参照

別表第2（第12条関係）

巻末を参照

卒業所要単位数（ＡＢＰ留学生コースを除く。）

卒業所要単位数					
区 分		学科等	生物資源科学科		応用生命科学科
			バイオサイエンス	環境サイエンス	
必修	専 門 科 目		35	31	49
	教 養 科 目		15	15	15
選択	専 門 科 目		46	50	35
	教 養 科 目		13	13	13
自 由 科 目			15	15	12
卒業所要単位数			124	124	124

(注) 生物資源科学科の学生は、「分子生物学」、「植物生理学」、「土壌圏科学」、「園芸科学」、「作物学」、「基礎昆虫学」、「基礎生態学」、「森林水文学」、「生物材料科学概論」の9科目から6科目（12単位）以上を修得していること。

上記の定める単位数を修得するとともに、以下のコースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【バイオサイエンスコース】

コース選択必修科目から20単位を修得していること。

【環境サイエンスコース】

- ① コース選択必修科目から24単位を修得していること。
- ② 「木質科学実験」、「農場実習A」、「農場実習B」、「森林生態管理学実習」、「野生植物分類学実習」、「測量学実習」、「樹木医総合科学実習」、「富士・南アルプス生態実習」の8科目から2科目以上を修得していること。

卒業所要単位数（ＡＢＰ留学生コース）

卒業所要単位数					
区 分		学科等	生物資源科学科		応用生命科学科
			バイオサイエンス	環境サイエンス	
必修	専門科目		32	28	46
	教養科目		33	33	33
選択	専門科目		46	50	34
	教養科目		6	6	6
自由科目			7	7	5
卒業所要単位数			124	124	124

(注) 生物資源科学科の学生は、「分子生物学」、「植物生理学」、「土壌圏科学」、「園芸科学」、「作物学」、「基礎昆虫学」、「基礎生態学」、「森林水文学」、「生物材料科学概論」の9科目から6科目（12単位）以上を修得していること。

上記の定める単位数を修得するとともに、以下のコースごとに定める修了要件に従って単位を修得しなければならない。

【バイオサイエンスコース】

コース選択必修科目から20単位を修得していること。

【環境サイエンスコース】

- ① コース選択必修科目から24単位を修得していること。
- ② 「木質科学実験」、「農場実習A」、「農場実習B」、「森林生態管理学実習」、「野生植物分類学実習」、「測量学実習」、「樹木医総合科学実習」、「富士・南アルプス生態実習」の8科目から2科目以上を修得していること。

5. 学科（コース）別専門科目表

生物資源科学科 バイオサイエンスコース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
数学概論 A	2	◎	2							(基礎)		
数学概論 B	2	◎		2						(基礎)		
物理学概論 A	2	◎	2							(基礎)	物理学	
物理学概論 B	2	◎		2						(基礎)	物理学	
化学概論 A	2	◎	2							(基礎)	化学	
化学概論 B	2	◎		2						(基礎)	化学	
生物学概論 A	2	◎	2							(基礎)	生物学	
生物学概論 B	2	◎		2						(基礎)	生物学	
生物学実験	1	◎	1							(基礎)	実験	
化学実験	1	◎	1							(基礎)	実験	
物理学実験	1	◎		1						(基礎)	実験	
農学基礎論	1	◎	1								農業	
生物資源科学基礎論	1	◎		1							農業	
応用生命科学基礎論	1	○		1								
職業指導	4	○	4							集中・隔年	職業指導	
フィールド科学演習Ⅰ	2	○	2									
フィールド科学演習Ⅱ	1	○	1							集中		
AⅠ概論	2	○		2								
AⅠ演習	1	○		1								
農業環境演習Ⅰ	2	○	2								農業	
分子生物学	2	★			2					★の科目から6科目 12単位以上を選択	生物学	
植物生理学	2	★			2						生物学	
土壌圏科学	2	★			2						地学	
園芸科学	2	★			2						農業	
作物学	2	★			2						農業	
基礎昆虫学	2	★			2						生物学	

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
基礎生態学	2	★			2							生物学
森林水文学	2	★			2							地学
生物材料科学概論	2	★			2							農業
生物資源科学基礎実習	1	◎			1							
地学実習	1	○			1					集中		実験
住居計画	2	○			2					集中・隔年		
海外フィールドワーク	2	○			2							
農業環境演習Ⅱ	3	○			3							農業
応用昆虫学	2	●			2							生物学
雑草学	2	●			2							農業
植物医科学	2	●			2							
食料経済学	2	●			2							農業
木質材料学	2	●			2							農業
生物材料接着学	2	●			2							化学
園芸風土・文化論	2	●			2							
果樹園芸学	2	●			2							農業
野菜園芸学	2	●			2							農業
バイオサイエンス実験Ⅰ	1	◎			1							農業
農場実習Ⅰ	1	◎			1							農業
地質学概論	2	○			2					集中		地学
植物病理学	2	●					2					農業
花卉園芸学	2	●					2					農業
収穫後生理学	2	●					2					農業
室内環境学	2	●					2					
土壌微生物学	2	●					2					農業
造林学	2	○					2					農業
対話的探究	2	○					2					農業
木材組織学	1	○					1					生物学
野生植物分類学	1	○					1					生物学

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教 科 に 関 する
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
技術者倫理	1	○					1				集中	
応用気象学	1	○					1				集中	地学
建築生産	1	○					1				集中	
建築法規	1	○					1				集中	
リモートセンシング学	2	○					2				集中	
木材保存学	2	○					2				集中	
バイオサイエンス実験Ⅱ	1	◎					1					農業
農場実習Ⅱ	1	◎					1					農業
野生植物分類学実習	1	○					1				集中	実験
農業環境演習Ⅲ	3	○					3					農業
プレセミナー	1	◎						1				
プレ卒業研究	1	◎						1				
中山間地域振興論	2	●						2				
植物育種学	2	●						2			集中	
森林生態学	2	○						2				生物学
空間情報科学	2	○						2				
保全生態学	2	○						2				生物学
木材化学	2	○						2				化学
材料力学	2	○						2				物理学
緑地景観学	2	○						2				農業
有機化学概論	2	○						2				化学
木質機能科学	2	○						2				農業
科学英語	1	○						1			集中	
遺伝子工学	2	○						2				
遺伝学	2	○						2				生物学
設計製図	2	○							2			
住環境設計製図演習	3	○							3			
研究室ゼミ	1	◎							1			
卒業研究	6	◎							6		ABP留学生は履修不可	

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期		
ABP卒業研究	3	◎							3	ABP留学生のみ		

◎は必修、★は学科共通選択必修、●はコース選択必修、○は選択科目を表す。

「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の37～43ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

生物資源科学科 環境サイエンスコース 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考		専 門 的 事 項 教 科 に関 する
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
数学概論 A	2	◎	2								(基礎)		
数学概論 B	2	◎		2							(基礎)		
物理学概論 A	2	◎	2								(基礎)		物理学
物理学概論 B	2	◎		2							(基礎)		物理学
化学概論 A	2	◎	2								(基礎)		化学
化学概論 B	2	◎		2							(基礎)		化学
生物学概論 A	2	◎	2								(基礎)		生物学
生物学概論 B	2	◎		2							(基礎)		生物学
生物学実験	1	◎	1								(基礎)		実験
化学実験	1	◎	1								(基礎)		実験
物理学実験	1	◎		1							(基礎)		実験
農学基礎論	1	◎	1										農業
生物資源科学基礎論	1	◎		1									農業
応用生命科学基礎論	1	○		1									
職業指導	4	○	4								集中・隔年		職業指導
フィールド科学演習Ⅰ	2	○	2										
フィールド科学演習Ⅱ	1	○	1								集中		
AⅠ概論	2	○		2									
AⅠ演習	1	○		1									
農業環境演習Ⅰ	2	○	2										農業
分子生物学	2	★			2						★の科目から6科目 12単位以上を選択		生物学
植物生理学	2	★			2								生物学
土壌圏科学	2	★			2								地学
園芸科学	2	★			2								農業
作物学	2	★			2								農業
基礎昆虫学	2	★			2								生物学
基礎生態学	2	★			2								生物学
森林水文学	2	★			2								地学

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考		専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
生物材料科学概論	2	★			2								農業
生物資源科学基礎実習	1	◎			1								
地学実習	1	○			1					集中			実験
住居計画	2	○			2					集中・隔年			
海外フィールドワーク	2	○			2								
農業環境演習Ⅱ	3	○			3								農業
森林生態学	2	●			2								生物学
空間情報科学	2	●			2								
保全生態学	2	●			2								生物学
木材化学	2	●			2								化学
材料力学	2	●			2								物理学
緑地景観学	2	●			2								農業
有機化学概論	2	●			2								化学
木質機能科学	2	●			2								農業
環境サイエンス実験	1	◎			1								農業
地質学概論	2	○			2					集中			地学
住環境工学	2	○			2					集中・隔年			
室内環境学	2	●					2						
土壌微生物学	2	●					2						農業
造林学	2	●					2						農業
対話的探究	2	●					2						農業
木質構造学	2	●					2						
山地保全学	2	●					2						農業
樹木生化学	2	●					2						化学
木材組織学	1	○					1						生物学
野生植物分類学	1	○					1						生物学
技術者倫理	1	○					1			集中			
応用気象学	1	○					1			集中			地学
建築生産	1	○					1			集中			

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考		専 門 的 事 項 教科に関する
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
建築法規	1	○					1				集中・隔年		
リモートセンシング学	2	○					2				集中		
木材保存学	2	○					2				集中		
設計製図	2	○					2						
住環境設計製図演習	3	○					3						
農業環境演習Ⅲ	3	○					3						農業
木質科学実験	1	●†					1						農業
農場実習 A	1	●†					1						農業
森林生態管理学実習	1	●†					1			集中			農業
野生植物分類学実習	1	●†					1			集中	●†の科 目から2 科目以上 を選択		実験
富士・南アルプス生態実習	1	●†					1			集中			
農場実習 B	1	●†					1						農業
測量学実習	2	●†					2						農業
樹木医総合科学実習	1	●†					1			集中			
バイオサイエンス実験Ⅰ	1	○					1						農業
プレセミナー	1	◎					1						
応用昆虫学	2	○					2						生物学
雑草学	2	○					2						農業
植物医科学	2	○					2						
食料経済学	2	○					2						農業
木質材料科学	2	○					2						農業
生物材料接着学	2	○					2						化学
園芸風土・文化論	2	○					2						
中山間地域振興論	2	○					2						
植物育種学	2	○					2			集中			
科学英語	1	○					1			集中			
研究室ゼミ	1	◎							1				
卒業研究	6	◎							6	ABP留学生は履修不可			
ABP卒業研究	3	◎							3	ABP留学生のみ			

◎は必修、★は学科共通選択必修、●はコース選択必修、○は選択科目を表す。

「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状（理科及び農業）の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の37～43ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

応用生命科学科 専門科目一覧表

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する 専門的事項	食 品 衛 生
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
数学概論	2	◎	2								(基礎)		
統計学	2	◎		2							(基礎)		
物理学概論	1	◎	1								(基礎)	物理学	
化学概論	1	◎	1								(基礎)	化学	
物理化学 1 A	1	◎	1								(基礎)	化学	
物理化学 2 A	1	◎	1								(基礎)	化学	
物理化学 1 B	2	◎		2							(基礎)	化学	
物理化学 2 B	2	◎		2							(基礎)	化学	
生物学 A	2	◎	2								(基礎)	生物学	
生物学 B	2	◎		2							(基礎)	生物学	
生物学実験	1	◎	1								(基礎)	実験	
化学実験	1	◎	1								(基礎)	実験	
農学基礎論	1	◎	1										
生物資源科学基礎論	1	○		1									
応用生命科学基礎論	1	◎		1									
基礎微生物学	2	◎		2								生物学	
フィールド科学演習Ⅰ	2	○	2										
フィールド科学演習Ⅱ	1	○	1								集中		
AⅠ概論	2	○		2									
AⅠ演習	1	○		1									
分析化学Ⅰ	2	◎			2							化学	○
有機化学	2	◎			2							化学	○
生化学 A	2	◎			2							化学	○
細胞生物学	2	◎			2							生物学	○
分子生物学	2	◎			2							生物学	○
応用生命科学実験Ⅰ	2	◎			2								○
生化学 B	2	◎				2						化学	○
応用生命科学実験Ⅱ	2	◎				2							○

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する 専門的事項	食 品 衛 生
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
分析化学 2	2	○				2						化学	○
生物有機化学	2	○				2						化学	○
遺伝子工学	2	○				2							○
植物生理学	2	○				2						生物学	○
動物生理学	2	○				2						生物学	○
遺伝学	2	○				2						生物学	○
動物機能学	2	○				2						生物学	○
応用微生物学	2	○				2						生物学	○
実用科学英語 1	2	◎					2						
実用科学英語 2	1	◎						1					
応用生命科学実験 3	2	◎					2						○
分子細胞生物学	2	○					2					生物学	○
栄養化学	2	○					2						○
分子生物工学	2	○					2						○
植物栄養学	2	○					2					生物学	○
動物生命科学	2	○					2					生物学	○
食品衛生学	2	○					2				集中・隔年		○
環境衛生学	1	○					1				集中・隔年		○
食品保存学	1	○					1				集中・隔年		○
環境微生物学	2	○					2						
生物物理学	2	○					2						
生命情報学	2	○						2					
動物生命工学	2	○						2					○
食品機能化学	2	○						2				化学	○
食品製造化学	2	○						2				化学	○
天然物化学	2	○						2				化学	○
生命機能解析演習	1	○						1					
応用生命科学実地演習	1	○						1			集中		
応用気象学	1	○						1			集中	地学	

授 業 科 目	単 位	必修・ 選択の別	年 次 別 単 位 数								備 考	教科に関する 専門的事項	食 品 衛 生
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
			前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期			
地質学概論	2	○			2						集中	地学	
土壌圏科学	2	○			2							地学	
農業環境演習Ⅰ	2	○	2										
農業環境演習Ⅱ	3	○			3								
農業環境演習Ⅲ	3	○					3						
先端フィールド科学演習	1	○			1						集中		
海外フィールドワーク	2	○			2						集中		
インターンシップ	2	○					2				集中		
卒業研究	6	◎							6		ABP留学生は履修不可		
ABP卒業研究	3	◎							3		ABP留学生のみ		

◎は必修、●は選択必修、○は選択科目を表す。

「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状（理科）の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」である。

なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修である。

詳しくは本書の37～43ページ「教育職員免許状・各種資格の取得について」を参照されたい。

6. 全学教育科目表

表Ⅰ（ＡＢＰ留学生コースを除く）

科目 区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
教養基礎科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1	
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス入門	1	必修	演習	1	
		*情報処理・データサイエンス演習	2	必修	演習	1	
	英語	*英語コミュニケーション	2	必修	演習	1	
		英語演習	1	必修	演習	2	
		基礎英語 A	1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」のクラスの者が履修できる。
		基礎英語 B	1	選択	演習	1	TOEIC500点未満（1～499）取得者が履修できる。
		基礎英語 C	1	選択	演習	2	
		中級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」のクラスの者が履修できる。
		中級英語 B	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		中級英語 C	2	選択	演習	2	
		中級英語 D	2	選択	演習	2	
		上級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」のクラスの者が履修できる。
		上級英語 B	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		上級英語 C	2	選択	演習	2	
		上級英語 D	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅰ A	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		総合英語Ⅰ B	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅰ C	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅱ A	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		総合英語Ⅱ B	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅱ C	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。
		E S PⅠ（留学）	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又は「上級」のクラスの者が履修できる。
		E S PⅡ（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。

科目 区分	小科目区分	授業科目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
		アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3	
		英語インテンシブA	2	選択	演習	1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。(集中講義)
		英語インテンシブB	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブC	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブD	2	選択	演習	1～2	
		英語海外研修A	2	選択	演習	1～4	※隔年開講（A、B：偶数年度、C、D：奇数年度）
		英語海外研修B	2	選択	演習	1～4	
	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	1	選択	演習	1	同一言語を履修すること。異なる言語を追加して履修する場合は、入門科目に限り別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語入門Ⅱ	1	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	3	
		初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	3	
	健康体育	*健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	左記3科目のうち、2単位までを卒業単位として認める。
		*健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4	
		*健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
		スポーツⅠ	1	選択	実技	2～4	
		スポーツⅡ	1	選択	実技	2～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1	
教養 展開科目	教養領域A (人文・社会科学)	哲学	2	選択必修	講義	1～3	教養領域A（人文・社会科学）の科目から2科目4単位必修
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1～3	
		*日本国憲法	2	選択必修	講義	1～3	
		法と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		経済と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1～3	
		現代の社会	2	選択必修	講義	1～3	
		心理学	2	選択必修	講義	1～3	
		地域と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		芸術論	2	選択必修	講義	1～3	

科目 区分	小科目区分	授業科目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
	教養領域 B (自然科学)	数理の構造	2	選択	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択	講義	1～3	
		地球科学	2	選択	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択	講義	1～3	
	学際領域 A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を 発表する。 また、その中から地域 志向の内容を含む授業 科目を学際領域 A (地 域志向科目) とし、そ の他の科目を学際領域 B とする。 一部の授業科目につい ては、少人数形式の 「学部横断セミナー」 「教養ゼミ」「PBL」 「インターンシップ」 等として実施する。		選択必修	講義、 演習 又は 実習	1～3	学際領域 A (地域志向科 目) の科目から 2 単位必 修
	学際領域 B			選択	講義、 演習 又は 実習	1～3	学際領域のテーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会 (情報・福祉 を含む)」 「生命・人間 (文化・芸 術を含む)」 「科学・技術」
留 学 生 科 目	日本語	日本語 I	2	選択	演習	1～2	日本語 I、II、III は履修 することが望ましい。
		日本語 II	2	選択	演習	1～2	
		日本語 III	2	選択	演習	1～2	
		日本語 IV	2	選択	演習	1～2	
		日本語 V	2	選択	演習	1～2	
		日本語 VI	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
	ABP インターンシップ	ABP インターンシップ	2	選択	演習	1～3	
教 職 等 資 格 科 目	教職教養科目	* (中等) 教育の原理	2	選択	講義	2～4	教員免許状取得希望者の み履修できる。
		* (中等) 発達と学習	2	選択	講義	2～4	
		* (中等) 教育と社会	2	選択	講義	3～4	

注意

1. * 印の科目は、教員免許状取得希望学生が必ず履修しなければならない科目である。(健康体育については、* 印の授業科目のうち、実技から 1 単位、演習から 1 単位 (* 印、合計 2 単位) 履修すること。)
2. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
3. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。

表Ⅱ（ＡＢＰ留学生コースを除く）

科目区分				学科区分	生物資源科学科	応用生命科学科	備 考
教 養 科 目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3		
			英語	3	3		
			キャリア形成科目	1	1		
		開科目 教養展	教養領域A	4	4		
			学際領域A	2	2		
		小 計			15		15
	選択	教養基礎科目	英語	13	13		
			初修外国語				
			健康体育				
		開科目 教養展	教養領域A・B				
			学際領域A・B				
	資格科目 教職等	教職教養科目					
	合 計				28	28	
専門科目	合 計			81	84	専門科目の詳細は 学部規則を参照	
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数			15	12		
合 計（卒業単位数）				124	124		

表Ⅰ（ＡＢＰ留学生コース）

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備 考
教養基礎科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1	
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス入門	1	必修	演習	1	
		情報処理・データサイエンス演習	2	必修	演習	1	
	英語	英語コミュニケーション	2	必修	演習	1	
		英語演習	1	必修	演習	2	
		基礎英語 A	1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」のクラスの者が履修できる。
		基礎英語 B	1	選択	演習	1	TOEIC500点未満（1～499）取得者が履修できる。
		基礎英語 C	1	選択	演習	2	
		中級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」のクラスの者が履修できる。
		中級英語 B	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		中級英語 C	2	選択	演習	2	
		中級英語 D	2	選択	演習	2	
		上級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」のクラスの者が履修できる。
		上級英語 B	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		上級英語 C	2	選択	演習	2	
		上級英語 D	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅰ A	2	選択	演習	1	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。
		総合英語Ⅰ B	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅰ C	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅱ A	2	選択	演習	1	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		総合英語Ⅱ B	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅱ C	2	選択	演習	2	
		総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。
		E S PⅠ（留学）	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又は「上級」のクラスの者が履修できる。
		E S PⅡ（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。
		アカデミックイングリッシュ	2	選択	演習	2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。
		ビジネスイングリッシュ	2	選択	演習	3	
		英語インテンシブ A	2	選択	演習	1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。（集中講義）
		英語インテンシブ B	2	選択	演習	1～2	
		英語インテンシブ C	2	選択	演習	1～2	※隔年開講（A、B：偶数年度、C、D：奇数年度）
		英語インテンシブ D	2	選択	演習	1～2	

科目 区分	小科目区分	授業科目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
		英語海外研修A	2	選択	演習	1～4	
		英語海外研修B	2	選択	演習	1～4	
	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	1	選択	演習	1	同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、入門科目に限り別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語入門Ⅱ	1	選択	演習	1	
		初修外国語Ⅰ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅱ	2	選択	演習	2	
		初修外国語Ⅲ	2	選択	演習	3	
		初修外国語Ⅳ	2	選択	演習	3	
	健康体育	健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	左記3科目のうち、2単位までを卒業単位として認める。
		健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4	
		健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
		スポーツⅠ	1	選択	実技	2～4	
		スポーツⅡ	1	選択	実技	2～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1	
教養 展開 科目	教養領域A (人文・社会科学)	哲学	2	選択必修	講義	1～3	A B P 科目として指定された教養領域科目から2科目4単位必修(英語・日本語のどちらの科目も履修可能) ※年度によりA B P 科目は異なる場合がある。
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1～3	
		日本国憲法	2	選択必修	講義	1～3	
		法と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		経済と社会	2	選択必修	講義	1～3	
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1～3	
		現代の社会	2	選択必修	講義	1～3	
		心理学	2	選択必修	講義	1～3	
		地域と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		芸術論	2	選択必修	講義	1～3	
	教養領域B (自然科学)	数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3	

科目 分	小科目区分	授業科目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
	学際領域 A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を 発表する。 また、その中から地域 志向の内容を含む授業 科目を学際領域 A (地 域志向科目) とし、そ の他の科目を学際領域 B とする。		選択必修	講義、 演習又 は実習	1～3	A B P 科目として指定さ れた学際領域科目から 2 科目 4 単位必修 (英語・ 日本語のどちらの科目も 履修可能)
	学際領域 B	一部の授業科目につい ては、少人数形式の 「学部横断セミナー」 「教養ゼミ」「PBL」 「インターンシップ」 等として実施する。		選択必修	講義、 演習又 は実習	1～3	学際領域のテーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会 (情報・福祉 を含む)」 「生命・人間 (文化・芸 術を含む)」 「科学・技術」
留 学 生 科 目	日本語	日本語 I	2	選択	演習	1～2	日本語 I、II、III は履修 することが望ましい。
		日本語 II	2	選択	演習	1～2	
		日本語 III	2	選択	演習	1～2	
		日本語 IV	2	選択	演習	1～2	
		日本語 V	2	選択	演習	1～2	
		日本語 VI	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
	A B P 基礎日本語	A B P 基礎日本語 I	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 II	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 III	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 IV	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 V	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 VI	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 VII	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 VIII	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 IX	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎日本語 X	1	必修	演習	1(初)	
	A B P 基礎科目 (理系)	A B P 基礎数学	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎物理学	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎化学	1	必修	演習	1(初)	
		A B P 基礎生物学	1	必修	演習	1(初)	
	A B P インターンシップ	A B P インターンシップ	2	必修	演習	1～3	

注意

1. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
2. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。
3. 履修年次の「1(初)」とは、1 年次 (初学期・前学期・後学期) の初学期のことをいう。

表Ⅱ（ＡＢＰ留学生コース）

科目区分				学科区分	生物資源科学科	応用生命科学科	備 考
教養科目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3		
			英語	3	3		
			キャリア形成科目	1	1		
		教養展開科目	教養領域Ａ・Ｂ	4	4	ＡＢＰ科目から ２科目４単位	
			学際領域Ａ・Ｂ	4	4	ＡＢＰ科目から ２科目４単位	
		留学生科目	ＡＢＰ基礎日本語	10	10		
			ＡＢＰ基礎科目	4	4		
			ＡＢＰインターンシップ	2	2		
		小 計		33	33		
	選択	基礎教養科目	英語	6	6		
			初修外国語				
		教養展開科目	健康体育				
			教養領域Ａ・Ｂ				
			学際領域Ａ・Ｂ				
	合 計				39	39	
専門科目	合 計			78	80	専門科目の詳細は 学部規則を参照。	
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数			7	5		
合 計（卒業単位数）				124	124		

7. 特別教育プログラムの履修について

1. 特別教育プログラムとは、所属する学部や学科の授業科目にとどまらず、自身の専攻（主専攻）以外に、興味や関心のある特定のテーマに沿った科目を体系的に学ぶ制度です。
2. 現在静岡大学で履修できる全学教育科目に関する特別教育プログラムは、以下のとおりです。特別教育プログラムは希望学生が任意で履修する選択制で、それぞれについて修了認定に必要な要件を定めてあります。

- (1) 英語特別教育プログラム
- (2) グローバル・アジア特別教育プログラム
- (3) 静岡大学アクティブラーナー特別教育プログラム
- (4) 防災マイスター
- (5) ABP 4 月特別教育プログラム（ABP 4 月）
- (6) 国際日本学副専攻プログラム

※上記プログラムの概要や修了要件などの詳細については、「全学教育科目履修案内」をご参照ください。

3. いずれの特別教育プログラムについても、修了要件の他に、「所属する学部等の卒業要件を満たすこと」が修了認定されるために必要です。
4. 特別教育プログラムの修了が認められると「特別教育プログラム修了証書」が授与されます。「特別教育プログラム修了証書」は、主専攻の他にも特定の学習テーマに基づいた科目群を履修したことを外部に証明するものです。
5. 特別教育プログラムで修得した科目の多くは、卒業単位に含めることができます。詳細は所属学部の規則を確認してください。

8. 研究室分属と卒業研究の履修について

卒業研究は、研究室に分属し、指導教員の指導のもとで履修する。分属する研究室の決定や卒業研究の開始にあたっては、その時期や要件が学科ごとに定められているので留意すること。

生物資源科学科

コース分属	2 年次後学期
研究室分属	3 年次後学期
卒業研究の履修	4 年次前学期

・コース分属

コース分属にあたっては、2 年次前学期終了時までに理系基礎科目の実験 3 単位（生物学実験、化学実験、物理学実験）を含めて49単位以上を修得していること。

・研究室分属

研究室の分属にあたっては、3 年次前学期終了時までに82単位以上を修得していること。編入生の場合は、78単位以上を修得していること。

・卒業研究の履修

履修要件は特に設けていない。

応用生命科学科

研究室仮分属	3 年次後学期
研究室分属・卒業研究の履修	4 年次前学期

応用生命科学科では、3 年次進級要件を設けているので注意すること。

- ・2 年次終了時点で、理系基礎科目18単位のうち実験 2 単位（生物学実験、化学実験）を含む14単位以上を修得し、総修得単位数が72単位以上あること。
- ・2 年次にTOEICを受験していること。

研究室仮分属にあたっては、3 年次前学期終了時に、実用科学英語1を含めて90単位（編入生の場合は80単位）以上を修得していること。

卒業研究の履修にあたっては、3 年次終了時に、実用科学英語2を含めて108単位（編入生の場合は98単位）以上を修得していること。

9. 教育職員免許状・各種資格の取得について

教育職員免許状

農学部において取得できる教育職員免許状及び取得方法については、以下のとおりである。従って、教育職員免許状を取得しようとする者は、入学当初より履修計画を立てる必要がある。

1. 免許状の種類及び教科等

学科	免許の種類	教科	必要修得単位数※2							合計
			教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法			教育実習	教職実践演習		
生物資源科学科	高等学校教諭一種免許状	理科	20＋12 ※1	4	10	8	3	2	(12) ※1	59
応用生命科学科		農業 理科								

※1. 大学が独自に設定する科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち24単位を超える単位又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のうち23単位を超える単位で修得する。

ただし、本学部においては特別な事情がない限り「教科に関する専門的事項」の修得をもってあてる。

※2. 「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位の半数までは、「教科に関する専門的事項」の単位の修得をもって替えることができる。ただし、この場合でも「各教科の指導法」は1単位以上、「教育の基礎的理解に関する科目」は4単位以上、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は5単位以上、「教育実習」は2単位以上修得する必要がある。

2. 免許状の教科別修得必要単位数及び履修年次等

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

① 教科に関する専門的事項

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	備 考
理 科	物 理 学	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照
	化 学	1 単位以上	
	生 物 学	1 単位以上	
	地 学	1 単位以上	
	物 理 学 実 験 （コンピュータ活用を含む）	1 単位以上	
	化 学 実 験 （コンピュータ活用を含む）		
	生 物 学 実 験 （コンピュータ活用を含む）		
	地 学 実 験 （コンピュータ活用を含む）		
必 要 修 得 単 位 数 合 計		32	
農 業	農 業 の 関 係 科 目	1 単位以上	4. 学科（コース）別 専門科目表を参照 必修科目
	職 業 指 導	4 単位	
必 要 修 得 単 位 数 合 計		32	

(注) 1. 学科（コース）別専門科目表（16ページ～26ページ）の「教科に関する専門的事項」欄は、教育職員免許状の取得のために指定された「教科に関する専門的事項」であるので、それらの中から選択して履修すること。

2. なかでもアンダーラインを付している科目は、一般的包括的な内容を含む科目であり、必修科目であるので必ず履修すること。

② 各教科の指導法

免許法に定める科目区分	授業科目	単位	年次	理科	農業
各教科の指導法	(中等) 理科教育法Ⅲ	2	2～3	○	
	(中等) 理科教育法Ⅳ	2	2～3	○	
	農業科教育法Ⅰ	2	2～3		○
	農業科教育法Ⅱ	2	2～3		○
	計	4			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目 等

免許法に定める科目区分	授業科目	単位	年次	理科	農業	備考
教育の基礎的理解に関する科目	(中等) 教育の原理	2	2～4	○	○	教職教養科目
	(中等) 発達と学習	2	2～4	○	○	教職教養科目
	(中等) 教育と社会	2	3～4	○	○	教職教養科目
	(中等) 教職入門	2	1	○	○	
	特別の支援を必要とする子どもの理解	1	2～3	○	○	
	教育課程論	1	3	○	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論	1	3	○	○	
	教育と I C T 活用	1	3	○	○	
	総合的な学習の指導法・特別活動論	2	3	○	○	
	生徒指導・進路指導	2	3	○	○	
	教育相談	2	3	○	○	
教育の基礎的理解に関する科目	教育実習事前・事後指導	1	3～4	○	○	
	教育実習Ⅱ	2	4	○	○	(注)卒業単位に含むことはできない。
	教職実践演習(中・高)	2	4	○	○	
	計	23				

(注) 1. ○が付してある科目を履修すること。

2. 教育実習Ⅱの単位は卒業要件単位数に含まれないので注意すること。

※教育実習

4年次に、各自出身高校にて行うが、その申込手続は3年次から次のとおり行う。

①教育実習についての説明会及び教育実習希望者登録【3年次の4月】

②学生が出身高校へ内諾依頼【3年次の4月～8月】

③高等学校からの内諾書を大学に提出【3年次の9月】

④教育実習事前指導【3年次の12月】

⑤大学から実習予定校へ委託手続き【4年次の4月】

⑥教育実習(2週間)【4年次の5月・6月、又は9月】

⑦教育実習事後指導【4年次の後期】

〔注〕教育実習等、「教育職員免許状」の取得に必要な履修方法及び手続き方法については、改めて各年次で詳細にガイダンスを行う。

教育学部以外の教育実習の受講資格に関する申合せ

平成29年 9 月 8 日制定
令和 2 年 2 月28日改正
教職センター運営委員会

教育実習を受講するに際しては、3 年後期（教育実習実施前年度後期）までに、次の要件を満たしていること。

- 1 教員採用試験を受験する強い意志
- 2 教育実習事前指導の履修
- 3 教職入門の 2 単位、教科教育法（Ⅰ～Ⅳのいずれか）2 単位の修得
- 4 上記 3 以外の「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、中学：12単位以上、高校：10単位以上の修得
- 5 教員免許状取得に必要な教養科目（日本国憲法、健康体育実技Ⅰまたは健康体育実技Ⅱ、健康体育演習、英語コミュニケーション、情報処理・データサイエンス演習）8 単位のうち、5 単位以上の修得
- 6 その他、上記の科目も含めて、各学部で定めた所定の単位数以上の修得
- 7 麻疹の予防接種、健康診断の受診
- 8 学研災付帯賠償責任保険への加入

- 付記 1) 本申合せは2020年度入学生より施行し、それ以前の在校生については従前の例による。
- 2) 編入学後に免許科目の取得を始めるなど、考慮すべき事情がある場合は、教務委員会等での承認のもと、上記要件を満たしていない場合でも受講を認めることがある。

(3) 施行規則第66条の6に定める必修科目（教養科目）

区分		授業科目	単位数		年次	備考
			必修	選択		
教 養 科 目	教養展開科目	日本国憲法	2		1～3	
	教養基礎科目	英語コミュニケーション	2		1	
		健康体育実技Ⅰ		1	1～3	} 1科目 選択必修
		健康体育実技Ⅱ		1	1～3	
		健康体育演習	1		1～3	
		情報処理・データサイエンス演習	2		1	

【教育職員免許法】抜粋

第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。

（略）

別表第一 抜粋

免許状の種類		所要資格基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数
		基礎資格	教科及び教職に関する科目
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59

【教育職員免許法施行規則】抜粋

第5条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる

別表第一 抜粋

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各教科に含めることが必要な事項	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教職に関する科目	教科に関する専門的事項	24
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10（４）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8（５）
			特別活動の指導法	
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
			生徒指導の理論及び方法	
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	第五欄	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	3（２）
			教育実習	
	第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2
				12

備考

(略)

5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

(略)

第66条の6

免許法別表第一備考第4号に規程する文部科学省で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

(略)

「甲種危険物取扱者」の受験資格

本学部を卒業した者は甲種危険物取扱者の受験資格を有する。

生物資源科学科「二級・木造建築士受験資格」

下記指定科目表の各分類における所要単位数を満たした上で、総計20単位以上を修得して卒業することにより、二級・木造建築士受験資格が得られる。試験合格後に免許を登録するためには、総計30単位以上を習得して卒業した後に建築実務の経験を1年、もしくは総計20単位以上を習得して卒業した後に建築実務の経験2年を有することが必要になる。

2023年度以降の入学者適用（申請中）

指定科目目の分類	必要単位	開講科目	学年	単位数
①建築設計製図	3 単位以上	設計製図	3	2
		住環境設計製図演習	3	3
②建築計画	2 単位以上	住居計画	2・3	2
③建築環境工学		住環境工学	2・3	2
④建築設備		室内環境学	3	2
		都市計画論*	3	2
⑤構造力学	3 単位以上	生物材料科学概論	2	2
⑥建築一般構造		材料力学	2	2
		木質機能科学	2	2
⑦建築材料		バイオサイエンス実験Ⅰ	2	1
		木質材料学	2	2
		生物材料接着学	2	2
		木質構造学	3	2
		木質科学実験	3	1
⑧建築生産	1 単位以上	建築生産	3	1
⑨建築法規	1 単位以上	建築法規	3	1
⑩その他	適宜	木材加工学**	2	2
		緑地景観学	2	2
		技術者倫理	3	1
		木材保存学	3	2
		測量学実習	3	2

*共創グローバル科学部における科目

**教育学部における科目

生物資源科学科「樹木医補」

下記履修科目表のうち、講義科目 6 分野以上を選び14単位及び実験実習科目 4 分野 4 科目以上を履修すること。

令和 5 年度以降の入学者適用

区 分		講義科目	実験実習科目
分 野 別	樹木の分類	野生植物分類学（1 単位）	野生植物分類学実習（1 単位） 卒業研究（6 単位）
	樹木の生態 ・生理	森林生態学（2 単位） 造林学（2 単位） 植物生理学（2 単位）	富士・南アルプス生態実習（1 単位） 森林生態管理学実習（1 単位） 卒業研究（6 単位）
	立地・土壌	土壌圏科学（2 単位） 応用気象学（1 単位）	環境サイエンス実験（1 単位） 卒業研究（6 単位）
	植物病理	植物病理学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	昆虫・動物	基礎昆虫学（2 単位） 応用昆虫学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	樹木医学	植物医科学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	農薬科学		卒業研究（6 単位）
	造園学	緑地景観学（2 単位）	卒業研究（6 単位）
	樹木医補総合		バイオサイエンス実験Ⅰ（1 単位） 樹木医総合科学実習（1 単位）

※実験実習科目については単位数ではなく、科目数であるので注意すること。

また、卒業研究は同一科目が複数分野に記載されているが、当該科目が資格認定として認められる分野は 1 分野に限る。卒業論文を実験実習に登録する場合には、成績証明のほかに指導教員が樹木医学研究にかかる分野の内容であることを証明することが必要となる。

詳細は、年度当初のガイダンスに出席し確認すること。

生物資源科学科「森林情報士 2 級」（森林GIS）

生物資源科学科において、A 群の分野区分のうち 2 分野以上から講義科目 8 単位以上、実習科目 4 単位以上を取得し、かつ、B 群の講義科目 2 単位以上、実習科目 1 単位以上を取得した者は、必要な書類を整え一般社団法人日本森林技術協会に申請すれば、森林情報士 2 級（森林GIS）の資格が得られる。

科目内容表 A 群（森林学一般内容表）

分野	内容	講義科目		実習（演習）科目	
		科目	単位数	科目	単位数
管理・経営	緑地景観、測量	緑地景観学	2	測量学実習	2
育成・利用	造林	造林学	2		
生態・保護	野生動植物、生態学	野生植物分類学	1	野生植物分類学実習	1
		基礎生態学	2	富士・南アルプス生態学実習	1
		森林生態学	2	森林生態管理学実習	1
				生物資源科学基礎実習	1
水土保持	砂防、治山、治水、保安林など	森林水文学	2		
		山地保全学	2		
		保全生態学	2		

科目内容表 B 群（森林情報士部門別関係科目内容表）

分野	内容	講義科目		実習（演習）科目	
		科目	単位数	科目	単位数
森林GIS	GISの基礎知識と基本操作、森林管理への応用事例	空間情報科学	2	地学実習	1

応用生命科学科「食品衛生管理者」「食品衛生監視員」

応用生命科学科では下記指定科目表のうち、化学、生物化学、微生物学及び公衆衛生学関係科目群のそれぞれ1科目以上、その単位の合計で22単位かつその他の関連科目を含めて40単位以上を修得することで、「食品衛生監視員」の受験資格が得られる。

(要件を満たせば修得見込みでも受験が可能。)

※食品衛生管理者については、卒業後、就職先の事業所を通して「食品衛生管理者設置の届出」を行うことで資格が得られる。

平成28年度以降入学者適用

区 分	授 業 科 目	単位		
化学関係科目	有機化学(2) 生物有機化学(2) 分析化学 1 (2) 分析化学 2 (2)	1 科目 以上	22 単位 以上	
生物化学 関係科目	生化学 A(2) 生化学 B(2) 応用生命科学実験 1 (2) 応用生命科学実験 2 (2) 応用生命科学実験 3 (2)	1 科目 以上		
微生物学 関係科目	食品製造化学(2) 食品保存学(1)	1 科目 以上		
公衆衛生学 関係科目	食品衛生学(2) 環境衛生学(1)	1 科目 以上		
その他の 関連科目	細胞生物学(2) 分子生物学(2) 動物生理学(2) 動物機能学(2) 植物栄養学(2) 応用微生物学(2) 分子生物工学(2) 動物生命科学(2) 栄養化学(2) 分子細胞生物学(2) 食品機能化学(2) 植物生理学(2) 動物生命工学(2) 天然物化学(2) 遺伝子工学(2) 遺伝学(2)	40単位以上		

◎卒業に必要な単位数との関係

卒業に必要な124単位以上の中に、本資格取得の履修要件である40単位以上を含むこと。

「普及指導員」受験資格 「林業普及指導員」受験資格

本学部を卒業後、実務経験4年以上（大学院の場合は2年以上）を要する。

11. 教 務 に つ い て

主として、1・2年生が主体の全学教育科目にかかわることは共通教育A棟の学務部教務課教務係が担当し、専門科目については農学部学務係が担当する。

全学教育科目関係については別冊子（「全学教育科目履修案内」及び「授業時間割全学教育科目」）を十分に参照すること。

(1) 教育課程について

本学部での教育課程は、農学部規則別表第1のとおり学科ごとにそれぞれ専門科目が定められている。卒業するには専門科目、教養科目及び自由科目を合わせて124単位以上を履修しなければならない。なお、学科ごと（生物資源科学科はさらにコースごと）に定める卒業要件に従って単位を修得しなければならないので注意すること。（別表第2参照のこと）

(2) 単位について

単位の計算については農学部規則第6条による。それぞれの授業科目の単位は分割しては与えられない。

(3) 単位の認定について

単位は、その科目の成績審査により合格した者に対して与えられるが、受講時間の不足の者に対しては与えられないことがある。その場合には再受講しなければならない。

(4) 他学部・他学科の授業科目の履修について

他学部の授業受講を希望する者は、授業担当教員の承諾を得たうえで、農学部学務係に「他学部授業履修届」を提出するとともに、履修登録する。

他学部・他学科の授業科目を履修する場合には、当該学部・学科の指定履修年次以上でなければならない。

また、所属する学科で開講される授業科目は他学科履修できない。

(5) 自由科目について

他学部・他学科専門科目を含む専門科目及び教養科目で必要単位数を超えた単位数、並びに教職等資格科目（専門科目）の修得単位のうち、生物資源科学科にあっては15単位（ABP留学生コースは7単位）までを、応用生命科学科にあっては12単位（ABP

留学生コースは5単位)までを「自由科目」の単位として卒業必要単位数に含めることができる。

(6) 授業時間割表について

1. 授業時間割表は、履修登録期間開始前に学務情報システムトップページにて公開する。
2. 授業時間は1年を通じて次のとおりである。

1・2時限	8時40分～10時10分
3・4時限	10時20分～11時50分
5・6時限	12時45分～14時15分
7・8時限	14時25分～15時55分
9・10時限	16時05分～17時35分

(7) 履修手続きについて

本年度受講しようとする定期授業について、教養科目、専門科目等すべてを前期及び後期の各定められた履修登録期間内に学務情報システムに登録しなければならない。登録していない場合は受講しても単位は認定されない。

なお、集中講義については、6月および10月に掲示により提示するので、それに従って履修登録すること。

(8) 学務情報システムについて

学務情報システムは、教務等の様々な手続をインターネットにつながっているパソコンやスマートフォン等の端末の画面上で行うシステムである（詳しくは「全学教育科目履修案内」参照）。

システムを利用するにあたっては、以下の事項を厳守すること。

1. 登録手続期間を確実に守ること
2. 住所や電話番号、メールアドレス等の連絡先を変更した場合、システムに入力し変更手続を確実に履行すること
3. セキュリティや個人情報の侵害となる行為を厳に慎むこと
4. 学生個人のID、パスワードの情報を厳格に管理し他人に漏らさないこと
5. パスワードの定期的変更を確実に行うこと

(9) 試験について

1. 定期試験……学期の終わりに期日を決めて実施するが、その授業科目及び日程等

については1週間前に掲示発表する。

試験にあたって不正行為を行った場合は、懲戒処分とともに当該学期の履修科目（教養科目も含む）の単位をすべて無効とするなど、厳しく処罰される。

2. 追試験……農学部規則第9条により次の場合にのみ追試験を行うことがある。

(ア) 病気（医師の診断書を要する）

(イ) 忌引（1・2親等に限り、死亡の日から原則として1週間以内）

(ウ) その他やむを得ない理由（具体的な事由を証明する資料を要する）

前記の事項に該当し、追試験を希望する者は、試験日から原則として1週間以内に追試験願に必要書類を添え、その科目の担当教員の承認を得たうえで学務係に提出しなければならない。追試験は原則としてその定期試験終了後1か月以内に行う。

3. 再試験……試験に不合格となった場合、その科目の担当教員の判断により再試験を行う場合がある。

ただし、再試験で合格した場合の評価は「可（60点）」とする。

(10) 成績の通知について

成績は各学期ごと学務情報システムにより各自で確認する。

(11) 成績評価に関する疑義に対する手続について

農学部専門科目の成績評価に疑問がある場合は、農学部学務係において「成績評価に関する質問書」を受け取り、次学期の履修登録期間終了日まで（対象科目への成績が卒業や進級に影響する場合は、前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで）に、農学部学務係に提出すること。

(12) 掲示について

授業関係（試験、休講、教室変更など）及び学生生活に関わる学生への通知は、メールだけでなく掲示によって行う場合もあるので見落とさないように注意すること。1日に1回は時間を定めて「農学部掲示板」及び「共通教育A・B棟掲示板」を見る習慣を身につけておくこと。

(13) 休講および補講について

休講の連絡は学務情報システム及び掲示板によって行われる。

自然災害等による一斉休講措置のガイドライン（抜粋）

（大雨・暴風等による休講の基準）

大雨・暴風等により、キャンパスの所在地において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。

- (1) 大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき
- (2) 大雨警報又は暴風警報が発表された状況において、公共交通機関（大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のＪＲ在来線。以下同じ。）のいずれかが不通となっているとき
- (3) 避難指示又は緊急安全確保が発令されたとき

（大雨・暴風等による休講の適用対象）

休講基準に該当した場合、授業の開講時間帯に応じて、以下のとおり休講とする。

- (1) 午前の授業：午前 7 時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
- (2) 午後の授業：午前 11 時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
- (3) 夜間の授業：午後 4 時の時点で休講基準に該当している場合は休講とする。
- (4) 集中講義・休日授業：(1)から(3)を原則としつつ、各科目の開講時間帯等を考慮し休講とする。
- (5) その他：(1)から(4)の時間帯において、授業開講中に休講基準に該当した場合は、必要に応じて、授業を中断して当該時間帯を休講とする。

（地震による休講の基準）

地震により、キャンパスの所在地（直近の観測点）において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、該当するキャンパスを一斉休講とする。なお、休講の適用対象は大雨・暴風等の場合に準じる。

- (1) 震度 6 弱以上の地震が発生又は津波警報が発表されたとき
- (2) 震度 5 弱以上の地震が発生又は津波警報が発表された状況において、公共交通機関のいずれかが不通となっているとき
- (3) その他、地震の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が出ているとき
- (4) 気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」の発表を受け、本学において一斉休講が必要であると判断したとき

（休講決定の周知）

本ガイドラインにより大学が休講を決定したときは、学務情報システムのトップページへの掲載により、影響を受ける学生・教職員等に通知する。また、学務情報システムの一斉メール等による通知もあわせて行う。

12. 学生生活及び厚生指導について

学生生活および厚生指導にかかわることは、教務課、学生生活課、就職支援室及び農学部学務係が担当する。（「学生生活の手引き」を十分に参照すること。）

(1) 学籍番号

本学における学籍を示すもので試験の答案、諸届の提出及び証明書の申し込み等のときは必ず記入しなければならない。

学籍番号だけで処理される場合もあるので氏名と同様に重要なものである。学籍番号は電算機処理のため8桁の数字を用いている。

(2) 学生証

入学の際全員に交付する。学生証は学生の身分を証明するものであるから常に携帯し、紛失しないよう極力注意すること。

試験、諸証明の申し込み、学生割引乗車券及び定期券の購入、図書館の利用等すべてにわたり学生証により身分が確認され、手続きが成立する。

学生証を紛失又は汚損したときは、速やかに農学部学務係に届け出るとともに、再発行手続（有償）を行うこと。

なお、卒業・退学等により学籍を離れるときは返納すること。

(3) 厚生指導について

学生が有意義な学生生活を送るために学生委員会、就職戦略室、教務委員会、クラス担任教員、学生相談室及び学務係をおいている。

（学生委員会）

学生の厚生指導に関する仕事を担当している。

（就職戦略室）

クラス担任や学生委員会と共に、学生の就職指導に関する仕事を担当している。

（教務委員会）

授業関係など教務全般にわたる仕事を担当している。

（クラス担任教員）

入学年度別の学科ごとに担任教員が決められている。各担任教員は担当学生の指導にたずさわる一方、就職進学の実支援等、多方面にわたって学生の面倒を見てくれることになっているから、常に遠慮なく相談し、指導を受けることが望ましい。

(学生相談室・修学サポート室)

学生相談室では、学生生活に関するさまざまな問題（学業、人間関係、進学、就職、日常生活のトラブル、心理的なこと）に対して、学生相談員（カウンセラー及び教員）がご相談に応じ、助言や必要な情報を提供します。

共通教育A棟5階501室 電話237-7309

ウェブサイト <https://www.scas.support.shizuoka.ac.jp/>

修学サポート室は障害学生支援室の学内における通称です。修学サポート室では、身体障害・発達障害・精神障害があるために修学上の困難を感じている学生に対して、専任教員がご相談に応じ、特性やニーズに合わせて必要な支援や配慮の提供をコーディネートします。

共通教育A棟5階502室 電話238-4333

ウェブサイト <https://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/>

(学務係)

農学部学務係は次の事務を取り扱っている。

1. 入学者選抜に関すること。
2. 学科課程及び授業に関すること。
3. 学外実習に関すること。
4. 入学、退学、転学、休学、復学、留学、卒業に関すること。
5. 除籍に関すること。
6. 教員免許状及び単位に関すること。
7. 学生証、成績証明書その他の証明に関すること。
8. 職業指導及び就職斡旋に関すること。
9. 課外活動及びその施設に関すること。

(学生生活課・就職支援室、共通教育A棟3階)

1. 授業料等免除申請書受理
2. 奨学金申請書受理
3. 通学証明書
4. 学生旅客運賃割引証（学割証）（証明書自動発行機により発行）
5. 学寮及び下宿・アパート案内に関すること。
6. 保健管理に関すること。
7. 学生教育研究災害傷害保険
8. 国民年金関係
9. 就職情報提供・収集、求人票受理・公表
10. 就職相談・助言

(4) 証明書類の交付について

ア. 証明書自動発行機で発行されるもの

- ・在学証明書
- ・卒業見込証明書
- ・学業成績証明書
- ・学生旅客運賃割引証
- ・健康に関する証明書

※証明書自動発行機設置場所

共通教育A棟2階教務課発行機専用室内（月～金8：30～17：00）

共通教育L棟0階人文社会科学部学務係室内（月～金13：30～17：00）

イ. 農学部学務係へ交付申請し、発行されるもの

- ・単位修得証明書等

※証明書を必要とする3日前（土・日・祝祭日を除く）までに申し込むこと。

ウ. 学生生活課（生活支援係）へ交付申請し、発行されるもの

- ・通学証明書

〔注意〕

- ① 証明書類の不正使用は絶対にしないこと。特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸与、譲渡は禁止されている。不正行為を摘発されたときは、高額の追徴金を徴収され、静岡大学全体が発行停止の処分を受ける等のことにもなるので厳に慎むこと。
- ② 通学証明書は現住所最寄駅から学校所在地最寄駅までの区間を乗車する場合に限り利用できる。
- ③ 学割証の年間使用枚数は1人20枚である。学割証は発行の日を含めて3ヵ月有効であるから年間の使用計画をたて、自分の割当枚数を超過しないようにしなければならない。この学割証は片道101km以上を旅行する場合に限り使用することができる。なお、1回の申請枚数は4枚を限度とすること。
- ④ 私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備のうえ、所要事項を記入し、申し込むこと。

(5) 遺失物・拾得物について

大学構内で忘れ物・落し物をしたとき、又は他人の持ち物を拾ったときは、速やかに教務課教務係もしくは農学部学務係へ申し出ること。

(6) 盗難防止及び届出

貴重品や現金及び自転車・バイク等の盗難が毎年多発している。次のことに留意して盗難防止に心掛けること。

ア. 現金等の貴重品

- ① 多額の現金は持ち歩かないことを心掛け、銀行・郵便局等のキャッシュカードを利用すること。なお、共通教育A棟1階北側及び大学会館1階にATMが設置してある。

また、下宿先等でも同様の注意が必要である。

- ② 現金等の貴重品は、自分の身から離さないこと。特に体育館の更衣室での盗難が多いので、体育の授業の時は担当教員に預けること。

イ. バイク・自転車等

- ① バイク・自転車から離れるときは必ず施錠をすると共に、バイクにはハンドルロックをすること。
- ② ヘルメットは車体に取り付け、施錠しておくこと。
- ③ バイク・自転車には車体番号が付されているので、車両ナンバーと共に車体番号も記録しておくこと。

ウ. 学内（駐輪場を含む。）で盗難にあったとき、あるいは不審者を目撃したときは、直ちに教職員又は学務係に届け出ること。学外の場合は、最寄りの交番等に速やかに届け出ること。

(7) 就職指導について

就職に関する各種講習会の企画や就職情報の提供などの全般的な指導は就職戦略室が担当し、個別の就職支援や相談については就職戦略室員及びクラス担任教員が担当している。農学部には農学総合棟2階に就職支援室があり、情報の収集や農学部生向け求人や会社情報などを閲覧することができる。また、全学の就職講習会や企業説明会も適宜開催されている。

(8) 福利厚生について

（静岡大学農学部援護会）

本会は農学部及び大学院総合科学技術研究科農学専攻の学生の勉学、福利厚生等を図ることを目的として設立されている（農学部援護会規約）。

現在、農学祭、新入生歓迎行事等への補助及び就職に関する援助などを行っている。（大学会館）

大学会館は、教職員と学生及び学生相互の人間関係を深めるとともに教職員及び学

生の福利厚生に寄与した学園生活を豊かにすることを目的として設置されている。会館内の施設内容及び使用申請については、学生生活課（学生企画係）へ問い合わせること。

（談話コーナー）

共通教育棟には、A棟1～4階、C棟3・4階及びL棟2・3階の廊下に、農学部棟には、農学総合棟2～6階にリフレッシュスペース及び交流コーナーを設け、休憩・談話等自由に使用できる。

（学生への貸出物品）

農学部では、次の各種の用具類の貸出しを学務係で行っているので利用されたい。

なお、貸出物品を目的外使用したり又貸ししたり、返却期間に遅れたりした学生または学生団体は、以後物品の貸出を認めない。

電気コードリール・折たたみ椅子・長机・ポスターパネル・液晶プロジェクター
（静岡大学生生活協同組合）

大学の学生・教職員で組織している学内厚生事業団体で、食堂・売店等の事業を行っている。出資金（21,000円）を添えて申し込めばすぐに加入でき、食堂・売店等で組合員価格のサービスが受けられる。

（1）食 堂

第1食堂・第2食堂・第3食堂がある。

なお、食堂の利用については生協に問い合わせること。

（2）売 店

大学生生活をしていく上に必要な書籍、文房具及び食料品、衣類、家具、化粧品、電化製品、雑貨等を販売している。

（9）学生表彰について

本学学生で学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ、学会又は社会的に高い評価を受けた者など、学生の功績に対して表彰する制度がある。

又、農学部学生には、さらに以下のような時の成績優秀者等に対して表彰する制度がある。

（ア）2年次終了時点での修得単位の数値化に基づく成績優秀者

（イ）卒業時における4年次までの修得単位の数値化に基づく成績優秀者

（ウ）プレゼンテーション能力評価に基づく表彰

（省略）

(10) 学生の懲戒について

学生の懲戒対象行為については、規則に基づきその処分が決定される。学外における交通事故等での法令違反についてもその度合いにより懲戒処分事案とされる場合があるので、社会一般の法令遵守について注意を喚起している。又、定期試験等における不正行為についても、大学内での学生本分としての行為にもとる行為として、厳に注意喚起している。

13. 農学部諸施設について

(1) 農学総合棟の開扉・閉扉

開扉 平日（月～金） 午前 8：00

閉扉 平日（月～金） 午後 8：00

平日の閉扉後並びに土・日・祝祭日等に学部 3・4 年生（3 年生は研究室分属後）、研究生、大学院生等が実験研究のため使用する場合は学生証（4 年生以上は登録済）によってのみ出入りができる。3 年生で入退棟を希望する者は事前に指導教員に申し出る。出入りの際は開扉した後、必ず閉扉を確認する。

(2) 学科が管理する各室の使用

実験室、製図室、情報端末室の使用を希望する者は指導教員に申し出ること。

(3) 講義室の使用

正規の授業時間以外に講義室の使用を希望する場合は、使用願を学務係に提出し、学部長の許可を得なければならない。これらの使用は午前 8 時 30 分から午後 8 時までとするが、特別の場合（集中講義、論文発表会、研究会、学会など）はこの限りではない。

(4) その他の注意事項

ア. 構内での喫煙は禁止である。

イ. 校内施設の美化のため紙屑、空ビン、空缶などをみだりに捨てたり、放置しないこと。

ウ. 講義室内は原則、飲食禁止である。ただし蓋つきの飲料については可とする。

エ. 掲示は指定の場所に行うこと。

14. 学内における交通規制等について

(1) 学内における交通規制について

構内には許可車輛以外は乗入れできない。学内から交通事故や騒音を排除するため、別に定める大谷地区構内交通規制要項（「学生生活の手引き」参照）及び同運用方針に従って、構内交通規制を行っているので遵守されたい。二輪車は第1・第2及びバイク・オートバイ専用駐輪場（仮設）・自転車専用駐輪場（仮設）に置くこと。これらの定めは授業のない時間帯でも有効である。

（なお、片山寮生には、正門・学寮間の二輪車の通行に限って許可されている。）

(2) 事故処理について

学内において交通事故等が発生した場合は、直ちに最寄りの部局または守衛所に連絡すること。休日・夜間などの連絡先は正門わきの守衛所（238-4444）とする。

なお、学内の事故を警察に連絡する時は、必ず事前に大学に連絡すること。

（「学生生活の手引き」掲載の「こんなときはこちらへ」を参照）

学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全について学生諸君の自覚・自重が強く望まれる。事故を起こした場合は学務係に連絡すること。また、指導教員に相談するとよい。

15. 留 学 に つ い て

大学間交流協定校への留学を希望する学生は、国際課（共通教育A棟4階）へ問い合わせること（大学が選考・派遣する留学に限る。）。なお、交換留学を希望する場合は、派遣先言語又はTOEFL等の語学能力の基準を満たす必要がある。

留学を希望する学生は、農学部学務係へ留学願及び外国留学等計画書を提出し、学務情報システムのLiveノートから渡航情報を入力する必要がある。また、留学情報を外務省が提供する「たびレジ」「オンライン在留届」に登録すること。

なお、令和5年度派遣より、大学間及び部局間交流協定に基づく交換留学中の在籍は「留学」となる。

また、留学期間は在学期間に算入され、留学期間中の授業料は納入する必要があるが交流協定により留学先での授業料は不徴収となる。

16. 国立大学法人静岡大学学則

(昭和24年12月21日制定)

(目的、使命)

第1条 国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部及びグローバル共創科学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会学科
	言語文化学科
	法学科
	経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
情報学部	情報科学科
	行動情報学科
	情報社会学科

理	学	部	数学科
			物理学科
			化学科
			生物科学科
			地球科学科
工	学	部	機械工学科
			電気電子工学科
			電子物質科学科
			化学バイオ工学科
			数理システム工学科
農	学	部	生物資源科学科
			応用生命科学科
グローバル共創科学部			グローバル共創科学科

(地域創造学環)

第4条の2 各学部（教育学部を除く。）に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部	教育実践総合センター
理学部	放射科学教育研究推進センター
農学部	地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園
附属静岡小学校
附属浜松小学校
附属静岡中学校
附属浜松中学校
附属島田中学校
附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター
学生支援センター
全学入試センター
情報基盤センター
防災総合センター
浜松共同利用機器センター
教職センター
地域創造教育センター
サステナビリティセンター
静岡共同利用機器センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室
キャンパスミュージアム
高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行なうため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援及び入学者選抜に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援及び入学者選抜の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、国際連携推進機構を置く。

第9条の7 本学に、産官学民共創による持続可能な社会構築に向けた分野横断的教育研究を推進するため、未来社会デザイン機構を置く。

第9条の8 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の9 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第9条の10 本学に、中期目標・中期計画の取組を支援し、大学改革の推進を図るため、未来創成本部を置く。

第9条の11 本学に、研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みを強化し、研究力の下支え及び研究の向上に資するため、研究設備統括本部を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までに關する規定は、別に定める。

(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教育学領域

情報学領域

理学領域

工学領域

農学領域

融合・グローバル領域

グローバル共創科学領域

2 学術院に關し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手 教頭 教諭 養護教諭

教務職員 技術職員 事務職員 医療職員 その他

第15条 学部には学部長を、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所長を置く。

2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。

3 学部附属の教育研究施設に長を置く。

4 附属学校に校長（幼稚園にあっては園長。）を置く。

5 学内共同教育研究施設に長を置く。

6 附属図書館に館長を置く。

7 事務局に事務局長を置く。

8 保健センターに所長を置く。

9 学術院の領域に領域長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校に副校長（幼稚園にあっては、副園長）、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長、学部長等の職務)

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

(役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第21条 本学に役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を置く。

2 本学に、大学運営会議を置く。

3 本学に、企画戦略会議を置く。

4 本学に、評価会議を置く。

5 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。

6 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。

7 学術院の領域に、領域会議を置く。

8 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日(人文社会科学部の夜間主コースを除く。)

(4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで

(6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時的休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Iのとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

(1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。

(2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 学生が本学大学院に進学を志望し、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が進学を志望する研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修

了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、

大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

- 2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

（編入学）

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

- (1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者

- (2) 短期大学を卒業した者

- (3) 教員養成学部2年課程を修了した者

- (4) 高等専門学校を卒業した者

- (5) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第58条の2に規定する者

- (6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者

- (7) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者

- (8) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

- (9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

- 2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

（転入学）

第45条 他の大学に現に在学する者（我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。）で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなけれ

ばならない。

- 3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続きにより、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第48条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

- 2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第49条 学生で、他の学部転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 2 学生で、同一学部の他の学科に転学科を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(地域創造学環の履修及び履修取りやめ)

第49条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生で、地域創造学環の履修又は履修の取りやめを志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

- 2 学長は、前項に規定する許可をしたときは、必要に応じて、同項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の学籍を移すものとする。

- 3 第1項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する

在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

（他の大学等への入学）

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（転学）

第51条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（留学）

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。

（休学）

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第28条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者
- (5) 入学科について、免除が不許可となり、若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

第59条 停学2か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学科及び検定料)

第61条 授業料、入学科及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

- 3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。
- 6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。
- 7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。
（聴講生）

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第42条の各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
（特別聴講学生）

第66条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

（短期交流特別学部学生）

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することができる。

第67条 第63条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

（外国人学生）

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部（地域創造学環を含む。）又は国際連携推進機構において選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

(学寮、厚生保健施設)

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続きにより、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

- 2 退寮する場合も、所定の手続きを取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

- 2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

- 3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

(雑則)

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和24年6月1日から実施する。

《一部改正規則附則省略》

17. 静岡大学学位規程

(昭和53年 7 月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）及び博士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。
(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。(必要に応じ、最終試験及び学力の確認の双方を行うものとする。以下この条及び第15条において同じ。)ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。
- 3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻(以下「共同教科開発学専攻」という。)にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻(以下「光医工学共同専攻」という。)にあっては、第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。
- 6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又

は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあっては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授会構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。（必要に応じ、最終試験の成績及び学力の確認の結果の双方を報告するものとする。）

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和53年7月19日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

18. 静岡大学学部共通細則

(昭和24年12月21日制定)

(入学宣誓)

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

(保証人)

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあっては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があった場合は、速やかにこれを学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）に届け出なければならない。

(学生の氏名)

第5条 学生は、原則として戸籍上の氏名を使用するものとする。ただし、旧氏名の使用に係る許可を受けた学生は、原則として旧氏名を使用するものとする。

2 旧氏名の使用に関し必要な事項は、別に定める。

3 学生は、氏名に変更があった場合は、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(学生証)

第6条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第7条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第8条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館に入れないことがある。

第9条 学生証は、本学職員の検閲請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長等に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長等に返納しなければならない。

(宿所)

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長等に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(健康診断)

第14条 学生は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長等は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

(団体、集会、出版物、宣伝及び掲示)

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参会者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長等に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ビラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長等に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長等に届けた後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生又は地域創造学環及び他学部の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長等に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認めた場合は、学長又は学部長等がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長等の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部又は地域創造学環でこれを定め

ることができる。

附 則

この細則は、昭和25年9月13日から実施する。

《一部改正細則附則省略》

19. 静岡大学単位認定等に関する規程

(平成18年2月15日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第30条の2の規定に基づいて、この規程を定める。

(単位認定)

第2条 授業科目の単位認定は、授業科目担当教員が試験その他適切な方法により学修の成果を評価して行う。

(試験)

第3条 試験は、学期ごとに期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

2 病気その他正当と認められる事由により試験を受けることができなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

3 試験に合格しなかった者に対して、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

(成績評価)

第4条 成績の評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の評語で表し、100点満点中90点以上を「秀」、80点以上90点未満を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」とし、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格とし、「不可」を不合格とする。

2 前項に定める成績の評価の基準は、次のとおりとする。

「秀」 授業の目標を越え、卓越した水準に到達している。

「優」 授業の目標を越える水準に到達している。

「良」 授業の目標に到達している。

「可」 授業の目標の最低水準に到達している。

「不可」 授業の目標の最低水準に到達していない。

3 前1項の規定のほか、授業科目によっては、「合」及び「否」の評語で表すことができることとし、「合」を合格とし、「否」を不合格とする。

4 前項に定める成績の評価の基準は、次のとおりとする。

「合」 授業の目標の最低水準に到達している。

「否」 授業の目標の最低水準に到達していない。

(合格科目の再履修)

第5条 学生は、一度合格と判定された授業科目については、再履修をすることができ

ない。

（試験等における不正行為）

第6条 学生が試験等において不正行為をしたときは、別に定める取扱いにより処置する。

（単位認定の取消）

第7条 学則第55条第4号又は第5号の規定により除籍された者の授業料未納期間における授業科目の単位認定は、除籍時に取り消すものとする。

（取り消しとなった単位認定の再認定）

第8条 前条の規定により取り消しとなった授業科目の単位認定は、学則第46条の規定により再入学した者又は除籍後2年以内に、未納であった入学科及び授業料を納付し、かつ、単位再認定申請書（別紙様式）を学長に提出した者の申請により、再認定するものとする。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、全学教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

20. 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程

(平成 8 年 3 月 13 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和 24 年 12 月 21 日制定。以下「学則」という。）第 34 条に規定する他の大学等における授業科目の履修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする他の大学等)

第 2 条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間（学部間を含む。）交流協定締結大学
- (2) 短期留学推進制度（派遣）実施要項（平成 8 年 5 月 11 日文部大臣裁定）に基づく派遣先大学
- (3) 放送大学
- (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第 3 条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第 4 条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書（別記様式第 1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第 5 条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第 6 条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことが

できるものとする。

- 2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

（申請者への通知）

第7条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において修得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

（履修指導）

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

21. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(平成 8 年 3 月 13 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和 24 年 12 月 21 日制定。以下「学則」という。）第 35 条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第 2 条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち修学上支障がないと認められるものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
 - (2) 大学の専攻科における学修
 - (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - (4) 高等学校の特攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
 - (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。
- (1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 3 備考第 6 号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
 - (2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
 - (3) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
 - (4) 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
 - (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 12 年文部省令第 25 号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
 - (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修

(事前届出)

第 3 条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しよう

とする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

（申請手続）

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

（審査）

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

（単位認定）

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

（申請者への通知）

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

（履修指導）

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

22. 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

(平成 8 年 3 月 13 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和 24 年 12 月 21 日制定。以下「学則」という。）第 36 条に規定する入学前の既修得単位等の単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

（単位認定の対象とする入学前の既修得単位等）

第 2 条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学則第 36 条第 1 項の規定による大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）

(2) 学則第 36 条第 2 項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの

ア 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

イ 大学の専攻科における学修

ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

エ 高等学校の特攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

オ 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部が必要と認めた場合は、当該学部が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

(1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 3 備考第 6 号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修

(2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修

(3) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修

(4) 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修

(5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成

12年文部省令第25号)又は技能審査の認定に関する規則(昭和42年文部省告示第237号)による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイックにおける成果に係る学修

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生(以下「申請者」という。)は、入学した学期の始めまでに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書(別記様式第1)に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長(地域創造学環については地域創造学環長)(以下「学部長等」という。)を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第4条 学部長は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。

(単位認定)

第5条 単位認定は、当該授業科目の関係教員(以下「関係教員」という。)の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。

- 2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書(別記様式第2)により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

23. 静岡大学外国人学生規程

(昭和37年12月22日制定)

第1条 国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第68条第2項の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 外国人学生とは、日本の国籍を有しない者で、本学に入学を許可された者をいう。

第3条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学を志望する者（以下「入学志望者」という。）があるときは、当該学部教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の選考を経て、学長が入学を許可する。ただし、科目等履修生の入学志望者のうち、日本語等の予備教育を受ける者及び大使館推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）については、国際連携推進機構会議の選考を経て、学長が入学を許可する。

第4条 前条の学部学生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 第3条の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学の選考は一般入学志望者と同じ方法で行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別の選考を行うことができる。

- (1) 第4条第1号又は第5条第1号に該当する者で前項により難しい事情があると認められた場合
- (2) その他学長が特に必要と認めた場合

第7条 前条第2項により入学を許可された学部学生については定員外とすることができる。

第8条 入学志望者は、所定の書類に所定の検定料を添え、当該学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は国際連携推進機構長（以下「学部長等」という。）を経て学長に願い出なければならない。

第9条 本学に編入学及び転入学を志望する者は、第6条から第8条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、特に本学所定の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目等についての学力検査を行い、既に修得した科目単位を換算して、学長は相当年次に入学を許可することができる。

第10条 本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修得したときは、学長は学部長等の認定により学位記、修業証書又は証明書を授与することができる。

第11条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく、国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料はこれを徴収しない。

2 大学間交流協定等に特に定めがある場合又は学長が特に必要と認める場合は、外国人学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

第12条 学部長等は、教授会等又は国際連携推進機構会議の意見を聴いて、学長の承認により外国人学生に関する細則を定めることができる。

第13条 学則中学生に関する規定並びに研究生規程、科目等履修生規程、聴講生規程及び特別聴講学生規程は、外国人学生に準用する。

附 則

この規程は、昭和37年12月22日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

24. 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

(昭和38年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 授業料、入学料及び寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予の取扱いについては、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける者は、学部及び大学院の学生（以下「学生」という。）並びに学部及び大学院に入学する者（聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「入学する者」という。）とする。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第3条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請に基づき、全学学生委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長は授業料を免除することができる。

2 前項に該当した免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限以前の指定された期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）

(2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市町村長の証明書

(3) その他授業料免除申請書に記載されている事項を証明する書類

ア 課税証明書。ただし、必要により経済状況等を証明する書類

イ 身体障害者がある場合は、その手帳の写し

ウ 長期療養者がある場合は、長期療養の確認できる診断書

エ その他、必要な書類

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(休学の場合)

第4条 学生が休学を許可された場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に、休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日にあたるときは、その月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限後であり、授業料の徴収を猶予されていない者又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。

(死亡、行方不明又は除籍の場合)

第5条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の各期ごとの納期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは当該学生の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書（別紙様式(1)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

第3章 入学料の免除

(経済的理由による場合)

第7条 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難

であり、かつ、学業優秀と認められる者については、委員会の議を経て、学長は、入
学料を免除することができる。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を学
長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

（災害等の場合）

第7条の2 前条第1項に該当する者のほか、大学院に入学する者並びに学部に入
学する者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著
しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除す
ることができる。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学する者若しくはそ
の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を学
長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書（別紙様式(2)）

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

（免除の額）

第7条の3 入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。

（死亡又は除籍の場合）

第8条 第13条第1項及び第4項の規定により、入学料の徴収を猶予した期間中に死亡
した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 第13条第5項の規定により、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者若
しくは半額免除を許可された者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡した場合、
又は納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の
全額を免除する。

3 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の
授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

第4章 寄宿料の免除

（死亡、行方不明又は除籍の場合）

第9条 死亡、行方不明、授業料又は寄宿料の未納を理由として学籍を除いた場合は、

未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害の場合)

第10条 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、次の書類を、その都度学長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書(別紙様式(3))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) 罹災証明書

第5章 授業料及び入学金の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第11条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人(学生が行方不明の場合は学生に代わる者)の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって、納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は当該学生の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書(別紙様式(4))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の授業料の徴収猶予は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。ただし、その期限は当該年度を超えることはできない。

4 第1項の規定により授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

5 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(授業料の月割分納)

第12条 特別の事情があると認められる場合は、第11条第1項に準じ授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納期限は毎月末日とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書(別紙様式(5))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の月割分納の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 授業料の月割分納を許可し又は不許可とするまでの間は、月割分納の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

第13条 本学に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、入学料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

- (1) 入学料徴収猶予申請書(別紙様式(6))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

3 第1項の徴収猶予の期間は、入学後6月以内とし、4月入学者にあつては9月末日まで、10月入学者にあつては3月末日までとする。

4 入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。)は、その告知をされた

日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(延滞金)

第14条 徴収を猶予した入学料にかかる延滞金は、その全額を免除することができる。

第6章 補則

(許可の取消し)

第15条 授業料及び寄宿料の免除又は授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

2 入学料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予期間を超えて、納入すべき入学料を納入しない場合は、その許可を取り消すものとする。

(申請書の様式)

第16条 第3条、第6条、第7条、第7条の2、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する別紙様式については、学長が別に定める。

(成績優秀者に対する措置)

第17条 学長は、成績優秀者に対する授業料及び入学料の免除に関する措置について別に定める。

(学士課程の私費外国人留学生成績優秀者の授業料免除)

第17条の2 学士課程の私費外国人留学生の成績優秀者に関する授業料免除の取扱いについては、この規則の規定にかかわらず、静岡大学私費外国人留学生学士課程の成績優秀者に対する授業料免除に関する要項によるものとする。

(懲戒を受けた者に対する措置)

第18条 学則第57条第1項又は静岡大学大学院規則第34条第1項の規定により訓告、停学又は退学の懲戒を受けた者の授業料の免除(第3条の規定に基づく授業料の免除に限る。)の取扱いについては、その都度委員会の議を経て、学長が決定する。

(高等教育修学支援新制度による授業料免除等)

第19条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月17日法律第8号)その他の関係法令に基づき実施される高等教育修学支援新制度による授業料及び入学料の免除及び徴収猶予については、この規則の規定にかかわらず、文部科学省が定める高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理要領及び本学が別に定めるところにより実施する。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規則は、昭和38年4月1日から適用する。
2. 授業料免除ならびに減額に関する規程（昭和27年3月制定）は、廃止する。

《一部改正規則附則省略》

授業料免除の特例対象者	授業料免除の特例対象者の基準	免除する授業料
学士課程の第3学年の各1人	Grade Point Averageの値が原則3.30以上であって、第2学年後学期までの既修得単位が62単位以上	第3学年の前学期分の授業料の全額
学士課程（地域創造学環を除く。）の第4学年の各1人	Grade Point Averageの値が原則3.30以上であって、第4学年前学期までの既修得単位が108単位以上	第4学年の後学期分の授業料の全額
修士課程等（大学院総合科学技術研究科工学専攻を除く。）の第2学年の各2人	研究業績が顕著又は第2学年前学期までの成績が優秀	第2学年の後学期分の授業料の全額
大学院総合科学技術研究科工学専攻の第2学年の4人	研究業績が顕著又は第2学年前学期までの成績が優秀	第2学年の後学期分の授業料の全額

25. 静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の 成績優秀者に対する授業料免除に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部及び地域創造学環（以下「学士課程」という。）並びに大学院人文社会科学研究科、大学院教育学研究科（共同教科開発学専攻を除く。）、大学院総合科学技術研究科情報学専攻、大学院総合科学技術研究科理学専攻、大学院総合科学技術研究科工学専攻及び大学院総合科学技術研究科農学専攻（以下「修士課程等」という。）において、この要項に定める基準を満たす学生のうち特に優秀と認められる者に対して、更なる学修意欲の向上を図るとともに、学修成果を賞讃するため、静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則第17条の規定に基づき、当該学生に係る授業料免除の特例について、必要な事項を定める。

（授業料免除の特例対象者、その基準及び免除する授業料）

第2 授業料免除の特例対象者、その基準及び免除する授業料は、次の表のとおりとする。

(授業料免除の特例対象者の選考)

第3 学部長、地域創造学環長及び研究科長は、授業料免除の特例対象者の選考のため、第2に規定する基準を満たし、特に優秀な人物と認められる者を学長に推薦する。

2 学長は、全学学生委員会の議を経て、授業料免除の特例対象者を決定する。

(特例等)

第4 第2及び第3に規定するもののほか、学長は、役員会の議を経て、戦略的な大学運営を図るため、特に必要と認める場合には、特定の者若干人の授業料半期分の全額を免除することができる。

附 則

1 この要項は、平成24年6月13日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

2 人文学部に在学する者については、第1に「人文社会科学部」とあるのは、「人文学部」と読み替えるものとする。

《一部改正要項附則省略》

26. 静岡大学学生表彰規程

(平成11年 3 月17日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日施行）第56条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ、学界又は社会的に高い評価を受けた者
- (2) 本学を卒業する学生で、勉学に精励し、学業成績が特に優秀であると認められる者
- (3) 課外活動において特に顕著な成績を挙げ、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (4) 社会活動において社会的に高い評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められる者

(表彰者の推薦)

第3条 理事又は副学長のうち学長が指名した者、各学部長、地域創造学環長、各研究科長又は自然科学系教育部長は、前条に該当すると認められる者があったときは、教授会、地域創造学環運営会議又は静岡大学全学学生委員会の意見を聴いて、表彰者を学長に推薦する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(事務)

第5条 表彰に関する事務は、学務部学生生活課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

27. 静岡大学学生懲戒規程

(平成19年 6 月20日規程第 1 号)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 懲戒及び懲戒対象行為（第 3 条—第 6 条）
- 第 3 章 懲戒手続（第 7 条—第17条）
- 第 4 章 補則（第18条—第21条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第57条第 2 項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

（基本理念）

第 2 条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

第 2 章 懲戒及び懲戒対象行為

（懲戒の種類）

第 3 条 懲戒の種類及び効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 登校を停止させること。
- (3) 訓告 懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起すること。

（停学）

第 4 条 停学は、無期又は有期とし、有期の停学は、6 か月以下とする。

- 2 無期の停学は、6 か月を経過した後、これを解除することができる。
- 3 停学期間の在学期間算入については、学則第59条に定めるところによる。
- 4 停学期間中の試験及び履修手続は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 試験の受験を認めない。
 - (2) 履修手続は、停学中の学生が所属する学部（地域創造学環にあっては地域創造学環）（以下「学部等」という。）の定める期間に行うことを認める。
- 5 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等の教員が担当する。

(懲戒対象行為)

第5条 学長は、次の各号に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行うことができる。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 学則その他の本学の諸規則又は命令に違反する行為
- (3) 他人の権利又は利益を害する行為
- (4) 本学の教育研究を妨げる行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生の本分にもとる行為

(懲戒の量定)

第6条 懲戒の適用に当たっては、懲戒対象行為の態様、動機及び結果、当該学生の経歴及び環境、懲戒対象行為後における当該学生の態度その他の情状を考慮しなければならない。

第3章 懲戒手続

(学部等の調査と懲戒案)

第7条 学生が懲戒対象行為を行ったと思料するときは、当該学生が所属する学部の長（地域創造学環にあっては地域創造学環長）（以下「当該学部長等」という。）は、直ちに副学長（学生支援担当）にその旨を報告するとともに、学部学生委員会（地域創造学環にあっては地域創造学環学生委員会）（以下「学部等学生委員会」という。）に当該行為について速やかに調査させ、その調査結果を報告させる。

- 2 学部等学生委員会は、懲戒対象行為を行ったと疑われる学生を調査するに際しては、当該学生に対して口頭又は文書による弁解の機会を与えなければならない。
- 3 当該学生が正当な理由なく前項の弁解の機会に応じない場合は、弁解の権利を放棄したものとみなす。
- 4 当該学部長等は、第1項に規定する学部等学生委員会の調査結果の報告に基づき、教授会（地域創造学環にあっては地域創造学環運営会議。以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学部等の懲戒案を作成し、学長に提出する。
- 5 当該学部長等は、当該学生に対し、第9条第2項に規定する懲戒の決定の通知を迅速に行うことができるよう、副学長（学生支援担当）と協議の上、前3項に規定する懲戒手続を遅滞なく進める。

(学生懲戒委員会の審議)

第8条 学長は、前条第4項の学部等の懲戒案が提出されたときは、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該懲戒案について審査させる。委員会は、全

学学生委員会（教育学部から選出された体育教員の委員を除く。）をもってこれに充てる。

- 2 委員会は、前条第4項の学部等の懲戒案について審議し、その結果を学長に報告する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。
- 4 委員会は、第2項に規定する審議に際して、当該学生に対して、弁明手続に係る事項を通知し、当該通知をした日の翌日から起算して14日以上期間（以下「弁明期間」という。）を確保して口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生に弁明の意思がないことが確認された場合は、弁明期間の経過を待たずして、弁明の機会を与えたものとみなす。
- 5 当該学生が正当な理由なく前項の弁明の機会に応じない場合は、弁明の権利を放棄したものとみなす。
- 6 当該学生は、委員会に対して、口頭による弁明において付添人を立ち会わせることを求めることができる。ただし、委員会は、付添人の立会いを認めないときは、弁明の前にその旨及び理由を当該学生に通知しなければならない。

（懲戒の決定と通知等）

第9条 学長は、前条第2項の委員会の報告が第3条に規定する懲戒を求めるものであったときは、教育研究評議会の議を経て懲戒の決定をする。

- 2 学長は、前項の懲戒の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の通知をした日から1か月間、当該懲戒の内容を学内に公示する。ただし、当該学生の氏名、学籍番号その他の個人を特定することが可能な情報は記載しない。

（嚴重注意）

第10条 当該学部長等は、第3条に規定する懲戒には該当しないが、学生に対する教育的措置として必要な場合には、あらかじめ副学長（学生支援担当）に協議の上、嚴重注意を行うことができる。

- 2 前項の嚴重注意は、当該学部長等が口頭又は文書により行うものとし、実施後、全学学生委員会に報告するものとする。

（退学の日及び停学の始期）

第11条 退学の日及び停学の始期は、教育研究評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

（異議申立て）

第12条 第9条第2項に規定する通知を受けた学生は、異議申立書（別記様式第1号）

により学長に対して異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、第9条第1項の懲戒の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。
- 3 学長は、第1項の異議申立てがあった場合、懲戒の執行を停止することができる。
(異議申立てについての決定等)

第13条 学長は、前条第1項の異議申立てがあった場合、委員会に当該異議申立てについて審査させる。

- 2 委員会は、当該異議申立てについて審議し、その結果を学長に報告する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。
- 4 学長は、第2項に規定する報告を受け、懲戒を減免する必要があると認めた場合には教育研究評議会の議を経て懲戒を減免する決定をし、異議申立てに理由がないと認めた場合には教育研究評議会の議を経て異議申立棄却の決定をする。
- 5 学長は、前項の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。
(自宅謹慎)

第14条 当該学部長等は、第3条第1号又は第2号の懲戒に該当することが明白であり、かつ修学環境の確保のために特に必要と認めるときには、あらかじめ副学長(学生支援担当)に協議の上、懲戒の決定以前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎期間は、停学期間に算入することができる。
- 3 自宅謹慎期間中の試験及び履修手続については、第4条第4項の規定を準用する。
- 4 自宅謹慎中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等の教員が担当する。
(退学、休学、留学又は転学の制限等)

第15条 当該学部長等は、懲戒の決定前に当該学生から退学、休学、留学又は転学の申出があったときは、これを受理しない。

- 2 当該学部長等は、停学中の学生から停学期間を含む休学又は留学の申出があったときは、これを受理しない。
- 3 学長は、休学中の学生に対し停学を命じる場合は、原則として当該学生の停学の始期となる日以後の休学の許可を取り消す。ただし、休学して留学している場合など、特別の事情があるときは、休学の終了後から停学の始期となる日を決定することができる。

(無期の停学の解除)

第16条 当該学部長等は、無期の停学中の学生について、反省の程度、学習意欲その他

の状況を総合的に判断して、無期の停学の解除をすることが適当であると学部等学生委員会の報告を受けたときは、教授会等の意見を聴いて、無期の停学の解除（以下「当該解除」という。）を学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会を設置し、委員会において当該解除の可否について審議させ、その結果を報告させる。
- 3 学長は、委員会から当該解除の可の報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て、当該解除を決定し、当該学生に速やかに通知する。
- 4 学長は、委員会から当該解除の否の報告を受けたとき又は前項の報告を受け、教育研究評議会で審議した結果、当該解除の否の議決がされたときは、当該解除を認めない旨を決定し、その理由を付して、当該学部長等に通知する。

（試験等において不正行為を行った者への対応）

第17条 この規定に定めるもののほか、試験等における不正行為の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 補則

（関係者の守秘義務）

第18条 学生懲戒に関わった教職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を離れた後も継続する。

（懲戒の記録）

第19条 懲戒の時期及びその内容は、学籍原簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書その他書類には、懲戒に関する事項は記載しない。

（準用）

第20条 この規程は、大学院学生の懲戒について準用する。

- 2 前項の規定に基づき準用するに当たっては、規程中「学部長等」及び「学部等」をそれぞれ「研究科長又は教育部長」及び「研究科又は教育部」と読み替える。

（補則）

第21条 この規程に定めるもののほか、学生に対する懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

《一部改正規程附則省略》

28. 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則

(平成24年11月21日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第32条の2の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）において前学期及び後学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数（以下「履修登録単位数」という。）の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目とする。

(履修登録単位数の上限)

第3条 学生（長期にわたる教育課程の履修に関する規程により、長期履修（学則第37条に規定する長期にわたる教育課程の履修をいう。以下同じ。）を認められた者（以下「長期履修学生」という。）を除く。）の履修登録単位数の上限は、各学期24単位とする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程は、各学期26単位とする。

2 長期履修学生の履修登録単位数の各学期の上限は、前項に定める各単位数に、申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外の場合は、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、長期履修期間を変更した長期履修学生の履修登録単位数の各学期の上限は、第1項に定める各単位数に申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数に小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）に、変更前の長期履修期間の残余期間を乗じ、変更後の長期履修期間の残余期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外の場合は、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。ただし、当該単位数が第1項に定める各単位数を超えるときは、同項に定める各単位数とする。

4 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

5 次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

(1) 集中講義として開講する授業科目

(2) 教職等資格科目のうち、各学部又は地域創造学環（以下「学部等」という。）が指定した授業科目

(3) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目

(4) その他全学教務委員会が別に定める授業科目

(成績等に基づく履修登録単位数の特例)

第4条 前条各項(第4項及び第5項を除く。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

- (1) 直前学期のGPAの値(以下「GPA値」という。)が2.0以上の学生(長期履修学生を除く。以下この号において同じ。)は、26単位まで、また、GPA値2.5以上の学生は、28単位までとする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程の学生は、GPA値2.0以上は、28単位まで、また、GPA値2.5以上は、30単位までとする。
- (2) 前項に定めるGPA値に該当する長期履修学生は、前条第2項又は第3項の規定に基づき得た単位数に、前号に定める各単位数から前条第1項に定める各単位数を控除して得た単位数を加えて得た単位数までとする。
- (3) 各学部の教務委員会又は地域創造学環教務委員会が相当の理由があると認めた者は、各委員会が個別に定めた単位数までとする。

2 前項第1号及び第2号に掲げる手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) GPA値は、履修登録期間の終了日の前日までに報告された成績を基に算出する。
ただし、履修登録期間の開始以降にGPA値が下がることで履修登録単位数の上限が減少した学生で、既に減少後の履修登録単位数の上限以上を履修登録している場合には、減少前の履修登録単位数の上限を適用することができる。
- (2) GPA値及びこれに基づく履修登録単位数の上限は、学務情報システムを利用し各学生に通知するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、履修登録単位数の上限に関する必要事項は、学部等において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

《一部改正規則附則省略》

29. 静岡大学研究生規程

(昭和33年 5 月14日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出しなければならない。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。

第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。

ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学料として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等については、前3条の規定にかかわらず、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

第8条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第9条 研究生は、途中で退学しようとするときは、その旨を学部長又は附置研究所長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、昭和33年4月1日から実施する。

《一部改正規程附則省略》

30. 静岡大学科目等履修生規程

(平成4年3月19日制定)

第1条 国立大学法人静岡大学学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第3条 科目等履修生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長又は国際連携推進機構長（以下「機構長」という。）を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。

2 授業料は、その年度内の履修予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

3 特殊教育内地留学生及び現職教員のため任命権者の命により派遣された教員等が併せて科目等履修生として入学する場合は授業料を徴収し、入学料及び検定料は徴収しない。

4 受託事業により科目等履修生として受け入れる者の授業料、入学料及び検定料は徴収しないことができる。

第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第8条 科目等履修生に適しないと認めた者は、教授会又は国際連携推進機構会議の議に基づき学部長又は機構長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

31. 静岡大学聴講生規程

(昭和26年3月7日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 聴講生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

第3条 聴講生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。

2 授業料は、その年度内の聴講予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の最初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

3 特殊教育内地留学生及び現職教育のための任命権者の命により派遣された教員等が併せて聴講生として入学する場合は授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第8条 聴講生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則

この規程は、昭和26年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

32. 静岡大学特別聴講学生規程

(昭和49年7月17日制定)

第1条 学則第67条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生を志望する者は、所定の願書に授業科目名及び履修期間を記載し、所属する大学、短期大学又は高等専門学校の許可書を添えて、学部長、大学教育センター長又は国際連携推進機構長を経て学長に提出しなければならない。

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。

第4条 特別聴講学生の授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額として、在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- (2) 大学間相互単位互換協定に基づき、授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生
- (3) 大学間交流協定に基づき、授業料等を不徴収とする外国人留学生

2 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

第5条 納付した授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

第6条 特別聴講学生は、履修した授業科目につき、試験を受け、単位を修得するものとする。

附 則

この規程は、昭和49年7月17日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

33. 静岡大学短期交流特別学部学生規程

(平成22年4月21日制定)

(趣旨)

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

(対象となる学生)

第2条 短期交流特別学部学生（以下「特別学部学生」という。）の対象は、外国の大学の学部学生であり、所属する大学において、本学で短期に教育研究指導を受けることを認められている者とする。

(願出)

第3条 特別学部学生として本学における教育研究を志願する者は、所定の願書を、所属する大学を通じて本学学長に願出しなければならない。

(受入れ許可)

第4条 特別学部学生の受入れは、所属する大学からの願出に基づき、受け入れる学部の教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(受入れ時期)

第5条 特別学部学生受入れ時期は、本学と所属する大学との協議の上、決定するものとする。

(受入れ期間)

第6条 特別学部学生の受入れ期間は、6か月未満とする。

(施設設備等の利用等)

第7条 特別学部学生は、教育研究を受ける上で必要な施設、設備等は無償で利用することができる。

2 実験及び実習に要する費用は、特別学部学生の負担とすることがある。

(保険等への加入)

第8条 特別学部学生は、日本国内において適用される学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険に準ずる保険に加入しなければならない。

(規則等の遵守)

第9条 特別学部学生は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 特別学部学生に係る検定料及び入学料は、納付を要しない。授業料の納付に関する取扱いは次の各号による。

(1) 本学と学生交流協定（部局間交流協定を含む。）を締結している大学であるときは、授業料の納付を要しない。

(2) 本学と学生交流協定（部局間交流協定を含む。）を締結している大学以外の学生であるときは、授業料を納付するものとし、その額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定めるところによる。

(3) 特別学部学生の授業料は、受入れ予定期間に応じた月数に相当する額を、当該期間における当初の月の末日までに納付しなければならない。

（既納の授業料）

第11条 既納の授業料は、これを返還しない。

（経費等の負担）

第12条 特別学部学生の受入れに係る経費等は、当該部局等が負担するものとする。

（受入れ許可の取消し）

第13条 学長は、受入れを許可した学生が、特別学部学生として不適当と認められるときは、所属する大学の長と協議の上、受入れ許可を取消することができる。

2 学長は、前項の受入れ許可の取消しを行おうとするときは、あらかじめ受け入れた学部の教授会の意見を聴くものとする。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、特別学部学生の受入れに関し必要な事項は、国際連携推進機構会議の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月21日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

大 学 院

1. 総合科学技術研究科の3つの方針（ポリシー）

総合科学技術研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

総合科学技術研究科は、基礎科学における深い学識と学問領域の融合による幅広い視野を持ち、グローバルに活躍できる資質・能力を身につけていることを修士の学位授与の方針とする。

1. 各専攻における高度な専門知識を有し、物事の本質を捉え、自由かつ独創的な発想で社会的・科学技術的ニーズに基づく課題を解決できる能力を有する。
2. 各専門分野を越えて、柔軟な発想力と実践力によって社会に貢献できる能力を身につけている。
3. 国際的かつ多様化する社会に対応できるコミュニケーション能力を有するとともに、社会の中でグローバルな視点でリーダーシップを発揮できる能力を有する。

総合科学技術研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合科学技術研究科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

1. 高度な専門性や実践的能力を身につけるために、専門性の高い講義科目および演習科目、修士論文または特定課題研究を設置する。
2. 専門分野にとらわれない幅広い視野を身につけるため、研究科共通科目を置くとともに、主専攻の他に副専攻を履修できる制度を設置する。
3. グローバル人材の育成に向けて、すべての専攻において英語のみで学位取得が可能なカリキュラム編成とする。

総合科学技術研究科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）

・育てる人間像

進展するグローバル化社会のなかで、社会的ニーズや科学技術の課題の解決のために、個別の専門分野を越えて柔軟に対応することができ、研究・開発や企業の海外展開における国際交流に貢献できる理工系人材の育成を目指します。また博士課程でのより高度な研究に取り組むことのできる人材の育成を目指します。

- ・目指す教育

個別的な専門的基礎の上に立って、関連する専攻や自らの有する知識の社会的位置づけをも含めた、より広い融合的な学際分野について俯瞰する能力、外国語で自らの専門分野及び関連する諸分野について理解し、発表し、議論することのできる国際的な対応能力、および博士課程でのより高度な自立的研究の基礎となる能力を修得させます。

- ・求める学生像

現在の様々な社会的・科学技術的な諸問題に対して強い関心があり、研究や科学技術の発展を通じて社会に貢献する強い意欲を持っている学生を求めます。さらに国際的な感覚を有し、海外の学生や研究者と協働して学習および研究や開発を遂行できる学生を求めます。

- ・入学に必要とされる資質・能力

学士課程の個別的な専門分野で形成されるべき基礎的な知識と能力が必要です。またこれらの知識と能力を応用できる思考力、判断力および表現力が必要です。さらに国際的なコミュニケーション能力と共に、多様な人々と協働して学ぶことのできる意欲が必要です。

2. 農学専攻の3つの方針（ポリシー）

農学専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

農学専攻にあっては、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけたものに修士（農学）の学位を授与する。

1. 生物生産、環境保全、生命現象の解明など、各専攻の専門領域において必要とされる高度な専門知識と研究技術を習得している。
2. 農学の社会的使命を自覚し、地域ならびに国際社会の持続的発展に貢献する資質を有する。
3. 専門領域の研究者に自らの研究成果をアピールするためのプレゼンテーション能力およびディスカッション能力を有している。

農学専攻のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合科学技術研究科農学専攻は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

【教育課程編成の方針】

1. 地域や国際社会の発展に関わる専門分野について多くの基礎知識とともに、実験・演習を重視した教育研究により応用力を修得する。
2. 職業人・社会人となる際の基本的な素養を修得し、また、関連産業と研究との関係を広く理解することにより、将来の研究におけるバックボーンを形成する。
3. 自然科学における多様な先端的分野に関する知識や、技術者倫理・社会観を総合的に修得し、専門分野だけでなく周辺領域や融合領域を広く学ぶ。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

1. 高度かつ幅広い専門的知識、最新の分析技術、研究者倫理等を教授するための講義を実施する。
2. 最新の研究動向や社会問題を収集・発表・討議する演習形式の授業を行い、本質を見抜く力や批判的思考能力を育成する。
3. 研究成果をセミナー・学会等で発表する機会を通し、得られた成果を効果的に発信する能力や、科学的な議論を適切に行う力を身につけさせる。
4. 地域や国際社会が抱える問題の解決や未知の科学的問題の解明に向けた総合的な実践力を養成するため、特別研究（修士論文）を課す。

【学習成果の評価の方針】

農学専攻教育の質保証ガイドラインに従って行う。その概要は次のとおりである。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表、実技試験等によって行う。
2. 研究遂行能力の評価は、内外の研究発表実績、修士論文およびその審査会等によって行う。

農学専攻のアドミッション・ポリシー（求める学生像）

・育てる人間像

環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材を養成します。

- 目指す教育

1. 地域や国際社会の発展に関わる専門分野について多くの基礎知識とともに、実験・演習を重視した教育研究により応用力を修得します。
2. 職業人・社会人となる際の基本的な素養を修得し、また、関連産業と研究との関係を広く理解することにより、将来の研究におけるバックボーンを形成します。
3. 自然科学における多様な先端的分野に関する知識や、技術者倫理・社会観を総合的に修得し、専門分野だけでなく周辺領域や融合領域を広く学びます。

- 求める学生像

農学における幅広い基礎知識を有し、研究や技術開発に対する強い意欲のある以下の学生を受け入れます。

1. 環境を重視した持続的な生物資源の生産と利用技術の開発に興味をもち、独創性と応用能力並びに国際感覚を備えた学生
2. 人類生存に直接関わる生物資源や環境問題に強い関心をもち、その解決に貢献しようという使命感あふれる学生

- 入学に必要とされる資質・能力

農学における幅広い基礎知識と志望する分野における専門知識を有し、研究や技術開発に対する強い意欲を持って入学後に勉学及び研究活動を遂行しうる能力を有していることが必要です。このため各コースにおいて、研究活動に必要な基礎学力を判断する専門科目の学力試験と、研究意欲やコミュニケーション力を判断する面接試験を行います。研究を進める上で参考文献を理解することができる外国語の読解力も必要とされます。

3. 静岡大学大学院規則

(昭和39年 4 月27日制定)

第1章 総 則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科、教育部、研究科等連係課程実施基本組織（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科等連係課程実施基本組織)

第3条の3 大学院に、研究科等連係課程実施基本組織（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）として山岳流域研究院を置く。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科、総合科学技術研究科及び山岳流域研究院に修士課程を、

光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱うものとする。

- 2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（専攻）

第5条 各研究科及び教育部に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻
	比較地域文化専攻
	経済専攻
教育学研究科	共同教科開発学専攻
	教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻
	理学専攻
	工学専攻
	農学専攻
光医工学研究科	光医工学共同専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻
	光・ナノ物質機能専攻
	情報科学専攻
	環境・エネルギーシステム専攻
	バイオサイエンス専攻

- 2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規程する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。
- 3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、前条第1項に規定する教職大学院の

課程とする。

- 4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

- 第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、岐阜大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

- 第7条 大学院の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

- 第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 修士課程及び教職大学院の課程には4年、博士課程には6年を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

- 第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究の成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

- 第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

- 第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間

の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科及び教育部に設ける専攻並びに研究科等連係課程実施基本組織の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実技・実習・実験	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻又は研究科等連係課程実施基本組織の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科及び教育部において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修単位の認定)

第16条 大学院（教職大学院を除く。）は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院（教職大学院を除く。）において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院に入学する前に大学院、教職大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教職大学院に入学した後の教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。
（修得したものとみなすことのできる単位数の上限）

第16条の2 第14条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び前条第2項の規定により、大学院（教職大学院を除く。）において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、20単位を超えないものとする。

- 2 第14条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び前条第4項の規定により、教職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

（課程修了の認定）

第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。）の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年（修士課程及

び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について行う。

(大学院における在学期間の短縮)

第17条の2 大学院(修士課程に限る。以下、この項において同じ。)は、第16条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 教職大学院は、第16条第3項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教員免許状)

第18条 教員職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

- 2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

- 2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学 位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士(専門職)の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の

博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻又は研究科等連係課程実施基本組織を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその

後に入学させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
 - (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 前項第11号から第14号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。
- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
 - (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該

課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの
（入学志願手続）

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願出しなければならない。

（選抜試験）

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学科（入学科の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

（転研究科、転専攻）

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

（進学）

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する

者については、選考の上進学を許可する。

- 3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。
- 3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程においては通算2年を、博士課程においては通算3年を超えることはできない。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

- (1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

- (2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。
 - (3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。
 - 3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。
 - 4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
 - 5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。
 - 6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。
- (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

- 2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。
- (研究科長等)

第41条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。
- 3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。
- 4 山岳流域研究院に山岳流域研究院長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、
大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。
- 3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。
- 3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。
- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

- 2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を

有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

- 3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(教育課程の編成方針)

第49条 専門職学位課程においては、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職学位課程においては、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

- 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第50条 専門職学位課程を置く研究科に、産業界との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第6条の2に規定する教育課程連携協議会を置く。

- 2 前項の教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第51条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第12章 補 則

第53条 この規定に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

《一部改正規則附則省略》

別表Ⅰ（第7条関係）抜粋

学 生 収 容 定 員 表

研 究 科 名	専 攻 名	修 士 課 程	
		入学定員	収容定員
総合科学技術研究科	情報学専攻	60	120
	理学専攻	70	140
	工学専攻	322	644
	農学専攻	87	174
	計	539	1,078

別表Ⅱ（第18条関係）抜粋

研究科名	免許状の 種類	高等学校教諭 専修免許状
	専攻名	
総合科学 技術研究科	農学専攻	理科、農業

4. 静岡大学大学院総合科学技術研究科規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院総合科学技術研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、イノベーションや社会的技術的課題の解決のために個別的な専門分野を越えて柔軟に対応することができ、ますます進展するグローバル社会化の中で、国際的な場面で活躍できる理工系人材の育成を目的とする。

(専攻)

第3条 研究科は、大学院規則第5条に規定する次の専攻で構成する。

情報学専攻

理学専攻

工学専攻

農学専攻

2 前項に規定する専攻の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報学専攻は、情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする。
- (2) 理学専攻は、高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。
- (3) 工学専攻は、ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。
- (4) 農学専攻は、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(コース)

第4条 前条第1項に規定する専攻に、次のコースを置く。

情報学専攻 情報学コース

理学専攻 数学コース

	物理学コース
	化学コース
	生物科学コース
	地球科学コース
工学専攻	機械工学コース
	電気電子工学コース
	電子物質科学コース
	化学バイオ工学コース
	数理システム工学コース
	事業開発マネジメントコース
農学専攻	生物資源科学コース
	応用生命科学コース

(研究科長及び副研究科長)

第5条 研究科に、研究科長及び副研究科長を置く。

2 研究科長及び副研究科長の選考及び任期については、別に定める。

(専攻長等)

第6条 第3条第1項に規定する専攻に専攻長を、第4条に規定するコースにコース長を置く。

2 専攻長及びコース長に関する事項は、別に定める。

(授業及び研究指導の担当)

第7条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

4 研究指導の補助は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。

(指導教員)

第8条 研究科における研究指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を担当する教員のうちから、静岡大学大学院総合科学技術研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める。

3 副指導教員は、研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第9条 教授会が特別の必要があると認めるときは、情報学専攻及び工学専攻の学生に対し、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科における授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(履修方法)

第11条 学生は、別表Ⅱに定めるところにより修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

(他の専攻における授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、所属する専攻以外の専攻の授業科目を履修することができる。

(他の研究科における授業科目の履修)

第13条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、大学院規則の定めるところにより、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の専攻の授業科目の履修等により修得した単位の修了要件の取扱い)

第16条 第12条及び第13条の規定により修得した単位並びに第14条の規定により研究科における授業科目の履修により修得したとみなす単位の課程修了の要件の取扱いについては、別表Ⅱの定めるところによる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第17条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受け

る期間は1年を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第18条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、成績評価に基づき当該授業科目の担当教員が行う。

- 2 他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第19条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究成果を提出することができる。

- 2 修士論文又は特定の課題についての研究成果は、研究科長に提出するものとする。
- 3 研究科長は、前項の修士論文又は特定の課題についての研究成果を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査)

第20条 教授会は、研究科長から修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 2 前項の審査には、講師又は助教のいずれか1人を含めることができる。
- 3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 4 審査委員は、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第21条 課程修了の認定は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第22条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

《一部改正規則附則省略》

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院総合科学技術研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表Ⅱ 修了に必要な単位数（第11条、第16条関係）

農学専攻

科目区分 コース名	研究科 共通科目	コース 必修科目	プログラム選択 必修科目	コース/プログラム 選択科目	合計
生物資源科学コース	4 単位以上	12単位	4 単位以上	10単位以上	30単位以上
応用生命科学コース	4 単位以上	12単位	—	14単位以上	30単位以上

コースごとの所定の単位の内訳は以下のとおりである。

【生物資源科学コース】

- ① コース必修科目「生物資源科学特別研究」（12単位）を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ プログラム選択必修科目から 4 単位以上を修得していること。
- ④ プログラム選択科目から10単位以上を修得していること。ただし、指導教員の許可を得て、4 単位を超えて修得した研究科共通科目、4 単位を超えて修得したプログラム選択必修科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを、プログラム選択科目の単位数に含めることができる。

【応用生命科学コース】

- ① コース必修科目「応用生命科学特別研究」（12単位）を修得していること。
- ② 研究科共通科目から 4 単位以上を修得していること。
- ③ コース選択科目から14単位以上を修得していること。ただし、指導教員の許可を得て、4 単位を超えて修得した研究科共通科目、他コース、他専攻、他研究科、他大学院で開講する科目から10単位までを、コース選択科目の単位数に含めることができる。

5. 年次別開講農学専攻授業科目表

別表Ⅰ 専攻別授業科目表（第10条関係）

研究科共通科目

区分	授 業 科 目	単位数	講義・ 演習等 の 別	年次	備 考
研 究 科 共 通 科 目	現代経営論	2	講義	1・2	
	希少資源戦略論	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学Ⅰ	2	講義	1・2	
	先端機器分析科学Ⅱ	2	講義	1・2	
	フロンティア科学特論Ⅰ	1	講義	1・2	
	フロンティア科学特論Ⅱ	1	講義	1・2	
	現代科学の最前線Ⅰ	1	講義	1・2	
	現代科学の最前線Ⅱ	1	講義	1・2	
	科学技術政策特論	2	講義	1・2	
	マーケティング論	2	講義	1・2	
	情報システム論	2	講義	1・2	
	情報セキュリティマネジメント論	2	講義	1・2	
	応用数学概論	2	講義	1・2	
	応用数学特論	2	講義	1・2	
	量子工学特論	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論Ⅰ	2	講義	1・2	
	工学基礎化学特論Ⅱ	2	講義	1・2	
	応用生命科学概論	2	講義	1・2	
	応用プログラミング	2	演習	1・2	
	システム・ネットワーク論	2	講義	1・2	
	コミュニケーション論	2	講義	1・2	
	情報資源総論	2	講義	1・2	
	情報社会セキュリティ論	2	講義	1・2	
	先端フィールド科学特別演習	1	演習	1・2	
	統合オミックス特論Ⅰ	2	講義	1・2	
	統合オミックス特論Ⅱ	2	講義	1・2	

分子構造解析特論	2	講義	1・2
分子構造解析演習	1	演習	1・2
次世代シーケンサーWET演習	1	演習	1・2
次世代シーケンサーDRY解析演習	1	演習	1・2
災害情報学特論	2	講義	1・2
津波工学特論	2	講義	1・2
リスクマネジメント概論	2	講義	1・2
地震災害論	1	講義	1・2
火山災害論	1	講義	1・2
Science and Technology in Japan	2	講義	1・2
Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	講義	1・2
Professional Presentations in English	1	演習	1・2
English Thesis Writing	1	演習	1・2
大学院キャリアデザイン	1	講義	1・2
大学院インターンシップ	1	実習	1・2
スクールインターンシップ	4	実習	1
海外大学交流研修	2	実習	1・2
創造科学技術入門セミナーⅡ	1	講義	1・2
創造科学技術先端機器分析演習Ⅱ	1	演習	2

農学専攻 生物資源科学コース 植物バイオサイエンス教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・ 演習等 の 別	年次	免許 教科 科目	備考
コース 必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2		
プログラム 選択必修科目	果樹園芸学特論	1	講義	1・2	農 農 農 理	
	花卉園芸学特論	1	講義	1・2		
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2		
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2		
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2	農	
	果樹園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理	
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2	農	
	果樹機能開発学演習	2	演習	1・2	農	
	害虫防除学特論	1	講義	1・2	農	
	応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理	
	植物病理学特論	1	講義	1・2	農	
	農業生態学特論	1	講義	1・2	農	
	バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理	
	害虫防除学演習	2	演習	1・2	農	
	植物病理学演習	2	演習	1・2	農	
	農業生態学演習	2	演習	1・2	農	
	バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理	
	土壤微生物学特論	1	講義	1・2	農	
	土壤微生物学演習	2	演習	1・2	農	
	静岡学連携特別講義	1	講義	1・2		
	生物資源科学特別講義Ⅰ	1	講義	1・2		
	生物資源科学特別講義Ⅱ	1	講義	1・2		
	生物資源科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	生物資源科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2		

プログラム選択科目	生命環境倫理学特論	2	講義	1・2		
	Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2	農	
	Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2	農	
	造林学特論 I	1	講義	1・2	農	
	造林学特論 II	1	講義	1・2	農	
	森林生理生態学特論 I	1	講義	1・2		
	森林生理生態学特論 II	1	講義	1・2		
	森林水文学特論 I	1	講義	1・2	農	
	森林水文学特論 II	1	講義	1・2	農	
	森林生態学演習	2	演習	1・2	農	
	砂防工学演習	2	演習	1・2	農	
	森林生態管理学演習	1	演習	1・2	農	
	改良木材学特論	2	講義	1・2	農	
	木質構造学特論	2	講義	1・2	農	
	セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2	農	
	木質生化学特論	2	講義	1・2	理	
	高分子複合材料科学特論	2	講義	1・2	理	
	改良木材学演習 I	2	演習	1・2	農	
	住環境構造学演習 I	2	演習	1・2	農	
	改良木材学演習 II	2	演習	1・2	農	
	木質生化学演習 I	2	演習	1・2	理	
	木質生化学演習 II	2	演習	1・2	理	
	高分子複合材料科学演習 I	2	演習	1・2		
	高分子複合材料科学演習 II	2	演習	1・2		
	住環境構造学演習 II	2	演習	1・2	農	
	流域社会学特論	1	講義	1・2	農	
	持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2	農	
	生態学特論	1	講義	1・2		
	持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2	農	
	生態学演習	2	演習	1・2	理	
	環境社会学演習	2	演習	1・2	農	
	農業経営経済学特論	1	講義	1・2	農	
	住環境科学特論	1	講義	1・2	農	

実践園芸学特論	1	講義	1・2	農 農 農
農業経営経済学演習	2	演習	1・2	
生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	
バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	
実践園芸学演習	2	演習	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Chemistry for Biorefinery	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biomaterial Process	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	
Advanced Agricultural Society and Science	1	講義	1・2	

農学専攻 生物資源科学コース 木質科学教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース 必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2		
プログラム 選択 必修科目	改良木材学特論	2	講義	1・2	農	
	改良木材学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農	
	改良木材学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農	
	木質構造学特論	2	講義	1・2	農	
	住環境構造学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農	
	住環境構造学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農	
	木質生化学特論	2	講義	1・2	理	
	木質生化学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理	
	木質生化学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理	
	高分子複合材料科学特論	2	講義	1・2	理	
	高分子複合材料科学演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	高分子複合材料科学演習Ⅱ	2	演習	1・2		
プログラム 選択科目	果樹園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	花卉園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2	理	
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2	農	
	果樹園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理	
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2	農	
	果樹機能開発学演習	2	演習	1・2	農	
	害虫防除学特論	1	講義	1・2	農	
	応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理	
	植物病理学特論	1	講義	1・2	農	
	農業生態学特論	1	講義	1・2	農	

バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理	
害虫防除学演習	2	演習	1・2		農
植物病理学演習	2	演習	1・2		農
農業生態学演習	2	演習	1・2		農
バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理	
土壤微生物学特論	1	講義	1・2		農
土壤微生物学演習	2	演習	1・2		農
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2		
Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2		農
Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2		農
造林学特論 I	1	講義	1・2		農
造林学特論 II	1	講義	1・2		農
森林生理生態学特論 I	1	講義	1・2		
森林生理生態学特論 II	1	講義	1・2		
森林水文学特論 I	1	講義	1・2		農
森林水文学特論 II	1	講義	1・2		農
森林生態学演習	2	演習	1・2		農
砂防工学演習	2	演習	1・2		農
森林生態管理学演習	1	演習	1・2		農
セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2		農
流域社会学特論	1	講義	1・2		農
持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2		農
生態学特論	1	講義	1・2		
持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2		農
生態学演習	2	演習	1・2	理	
環境社会学演習	2	演習	1・2		農
住環境科学特論	1	講義	1・2		農
バイオマス環境学演習	2	演習	1・2		農
生命環境倫理学特論	2	講義	1・2		
農業経営経済学特論	1	講義	1・2		農
実践園芸学特論	1	講義	1・2		
農業経営経済学演習	2	演習	1・2		農
生命環境倫理学演習	2	演習	1・2		農

实践园艺学演習	2	演習	1・2	
生物資源科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2	
生物資源科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2	
生物資源科学特別講義Ⅰ	1	講義	1・2	
生物資源科学特別講義Ⅱ	1	講義	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Chemistry for Biorefinery	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biomaterial Process	2	講義	1・2	
Advanced Plant ProductionⅠ	2	講義	1・2	
Advanced Plant ProductionⅡ	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	
Advanced Agricultural Society and Science	1	講義	1・2	

農学専攻 生物資源科学コース 地域生態環境科学教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2		
プログラム選択必修科目	Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2	農	
	Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2	農	
	造林学特論 I	1	講義	1・2	農	
	造林学特論 II	1	講義	1・2	農	
	森林生理生態学特論 I	1	講義	1・2		
	森林生理生態学特論 II	1	講義	1・2		
	森林水文学特論 I	1	講義	1・2	農	
	森林水文学特論 II	1	講義	1・2	農	
	森林生態学演習	2	演習	1・2	農	
	砂防工学演習	2	演習	1・2	農	
	森林生態管理学演習	1	演習	1・2	農	
	流域社会学特論	1	講義	1・2	農	
	持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2	農	
	生態学特論	1	講義	1・2		
	持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2	農	
	生態学演習	2	演習	1・2	理	
	環境社会学演習	2	演習	1・2	農	
	住環境科学特論	1	講義	1・2	農	
	バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	農	
	山岳流域防災学特論	1	講義	1・2		
プログラム選択科目	果樹園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	花卉園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2	農	
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2	理	
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2	農	
	果樹園芸学演習	2	演習	1・2	農	
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農	

野菜園芸学演習	2	演習	1・2	農
収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理
青果保蔵学演習	2	演習	1・2	農
果樹機能開発学演習	2	演習	1・2	農
害虫防除学特論	1	講義	1・2	農
応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理
植物病理学特論	1	講義	1・2	農
農業生態学特論	1	講義	1・2	農
バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2	理
害虫防除学演習	2	演習	1・2	農
植物病理学演習	2	演習	1・2	農
農業生態学演習	2	演習	1・2	農
バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理
土壤微生物学特論	1	講義	1・2	農
土壤微生物学演習	2	演習	1・2	農
生命環境倫理学特論	2	講義	1・2	
改良木材学特論	2	講義	1・2	農
木質構造学特論	2	講義	1・2	農
セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2	農
木質生化学特論	2	講義	1・2	理
高分子複合材料科学特論	2	講義	1・2	理
改良木材学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農
住環境構造学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農
改良木材学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農
木質生化学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理
木質生化学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理
高分子複合材料科学演習Ⅰ	2	演習	1・2	
高分子複合材料科学演習Ⅱ	2	演習	1・2	
住環境構造学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農
農業経営経済学特論	1	講義	1・2	農
実践園芸学特論	1	講義	1・2	
農業経営経済学演習	2	演習	1・2	農
生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	農

実践園芸学演習	2	演習	1・2	
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2	
生物資源科学特別講義Ⅰ	1	講義	1・2	
生物資源科学特別講義Ⅱ	1	講義	1・2	
生物資源科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2	
生物資源科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Chemistry for Biorefinery	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biomaterial Process	2	講義	1・2	
Advanced Plant ProductionⅠ	2	講義	1・2	
Advanced Plant ProductionⅡ	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	
Advanced Agricultural Society and Science	1	講義	1・2	
山岳流域環境学概論A	1	講義	1	
山岳流域環境学概論B	1	講義	1	
山岳流域フィールド実習A	1	実習	1	
山岳流域フィールド実習B	1	実習	1・2	
山岳流域コミュニケーションスキル	1	演習	2	
Field Practice in Tenryu Forests:from Plantation to Nutural Laurel Forest	1	演習	1	

農学専攻 生物資源科学コース 農食コミュニティデザイン教育プログラム

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の 別	年次	免許教科科目	備考	
コース 必修科目	生物資源科学特別研究	12	実験	1～2			
プログラム 選択必修科目	生命環境倫理学特論	2	講義	1・2	農		
	農業経営経済学特論	1	講義	1・2			
	実践園芸学特論	1	講義	1・2	農		
	農業経営経済学演習	2	演習	1・2			
	生命環境倫理学演習	2	演習	1・2	農		
	実践園芸学演習	2	演習	1・2			
	生物資源科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2			
	生物資源科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2			
	生物資源科学特別講義Ⅰ	1	講義	1・2			
	生物資源科学特別講義Ⅱ	1	講義	1・2			
プログラム 選択科目	果樹園芸学特論	1	講義	1・2	農		
	花卉園芸学特論	1	講義	1・2			農
	野菜園芸学特論	1	講義	1・2	農		
	収穫後生理学特論	1	講義	1・2			理
	果樹機能開発学特論	1	講義	1・2	農		
	果樹園芸学演習	2	演習	1・2			農
	花卉園芸学演習	2	演習	1・2	農		
	野菜園芸学演習	2	演習	1・2			農
	収穫後生理学演習	2	演習	1・2	理		
	青果保蔵学演習	2	演習	1・2			農
	果樹機能開発学演習	2	演習	1・2	農		
	害虫防除学特論	1	講義	1・2			農
	応用昆虫学特論	1	講義	1・2	理		
	植物病理学特論	1	講義	1・2			農
	農業生態学特論	1	講義	1・2	農		
	バイオインフォマティクス特論	1	講義	1・2			理
	害虫防除学演習	2	演習	1・2	農		

植物病理学演習	2	演習	1・2	農
農業生態学演習	2	演習	1・2	農
バイオインフォマティクス演習	2	演習	1・2	理
土壤微生物学特論	1	講義	1・2	農
土壤微生物学演習	2	演習	1・2	農
静岡学連携特別講義	1	講義	1・2	
Advanced Forest Ecology I	1	講義	1・2	農
Advanced Forest Ecology II	1	講義	1・2	農
造林学特論 I	1	講義	1・2	農
造林学特論 II	1	講義	1・2	農
森林生理生態学特論 I	1	講義	1・2	
森林生理生態学特論 II	1	講義	1・2	
森林水文学特論 I	1	講義	1・2	農
森林水文学特論 II	1	講義	1・2	農
森林生態学演習	2	演習	1・2	農
砂防工学演習	2	演習	1・2	農
森林生態管理学演習	1	演習	1・2	農
改良木材学特論	2	講義	1・2	農
木質構造学特論	2	講義	1・2	農
セルロースナノファイバー科学特論	2	講義	1・2	農
木質生化学特論	2	講義	1・2	理
高分子複合材料科学特論	2	講義	1・2	理
改良木材学演習 I	2	演習	1・2	農
住環境構造学演習 I	2	演習	1・2	農
改良木材学演習 II	2	演習	1・2	農
木質生化学演習 I	2	演習	1・2	理
木質生化学演習 II	2	演習	1・2	理
高分子複合材料科学演習 I	2	演習	1・2	
高分子複合材料科学演習 II	2	演習	1・2	
住環境構造学演習 II	2	演習	1・2	農
流域社会学特論	1	講義	1・2	農
持続可能型農業科学特論	1	講義	1・2	農
生態学特論	1	講義	1・2	

持続可能型農業科学演習	2	演習	1・2	農 理 農 農 農
生態学演習	2	演習	1・2	
環境社会学演習	2	演習	1・2	
住環境科学特論	1	講義	1・2	
バイオマス環境学演習	2	演習	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Chemistry for Biorefinery	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biomaterial Process	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	
Advanced Agricultural Society and Science	1	講義	1・2	

農学専攻 応用生命科学コース

区分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年次	免許教科科目	備考
コース 必修科目	応用生命科学特別研究	12	実験	1～2		
コース 選択科目	応用生命科学特別演習Ⅰ	2	演習	1・2		
	応用生命科学特別演習Ⅱ	1	演習	1・2		
	植物化学特論	1	講義	1・2	農	
	植物化学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農	
	植物化学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農	
	生物化学特論	1	講義	1・2	理	
	生物化学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理	
	生物化学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理	
	食品栄養化学特論	1	講義	1・2	農	
	食品栄養化学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農	
	食品栄養化学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農	
	分子生体機能学特論	1	講義	1・2	理	
	分子生体機能学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理	
	分子生体機能学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理	
	細胞生物学特論	1	講義	1・2	理	
	細胞生物学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理	
	細胞生物学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理	
	応用微生物学特論	1	講義	1・2	農	
	応用微生物学演習Ⅰ	2	演習	1・2	農	
	応用微生物学演習Ⅱ	2	演習	1・2	農	
	生物工学特論	1	講義	1・2	理	
	生物工学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理	
	生物工学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理	
	植物機能生理学特論	1	講義	1・2	理	
	植物機能生理学演習Ⅰ	2	演習	1・2	理	
	植物機能生理学演習Ⅱ	2	演習	1・2	理	
	植物分子遺伝学特論	1	講義	1・2	理	

植物分子遺伝学演習 I	2	演習	1・2	理
植物分子遺伝学演習 II	2	演習	1・2	理
ゲノミクス遺伝学特論	1	講義	1・2	理
遺伝ゲノム工学演習 I	2	演習	1・2	理
遺伝ゲノム工学演習 II	2	演習	1・2	理
環境微生物学特論	1	講義	1・2	理
環境微生物学演習 I	2	演習	1・2	理
環境微生物学演習 II	2	演習	1・2	理
応用光合成学特論	1	講義	1・2	
応用光合成学演習 I	2	演習	1・2	
応用光合成学演習 II	2	演習	1・2	
応用生命科学特別講義 I	1	講義	1・2	
応用生命科学特別講義 II	1	講義	1・2	
生物産業特論	1	講義	1・2	
Advanced Biotechnology and Bioengineering	2	講義	1・2	
Advanced Plant Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biological Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Chemistry for Biorefinery	2	講義	1・2	
Advanced Food and Nutritional Chemistry	2	講義	1・2	
Advanced Biomaterial Process	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production I	2	講義	1・2	
Advanced Plant Production II	2	講義	1・2	
Advanced Environmental Conservation	2	講義	1・2	
Advanced Plant Protection	2	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing A	1	講義	1・2	
Environmental Remote Sensing B	1	講義	1・2	
Advanced Agricultural Society and Science	1	講義	1・2	

6. 副専攻プログラムの履修について

副専攻制度について

修了要件単位（30単位）以外に、副専攻を希望する専攻・コースの対象科目の中から8単位以上履修した場合、申請により副専攻修了証が授与される制度です。なお、専攻内の他コースだけでなく、他専攻・コースを副専攻とすることもできます。

申請

副専攻対象科目は、161ページ以降に記載してありますので、副専攻を希望する専攻・コースの条件をよく確認したうえで履修してください。

他専攻の科目を履修申請する場合は、指導教員の許可を得た後、農学部学務係で他専攻科目履修の手続きをしてください。本専攻内で他コースを副専攻として履修を希望する場合、事前の申請は必要ありません。

アジアブリッジプログラムの副専攻の修了認定を希望する学生は、当該副専攻の修了認定のために受講する授業科目の履修登録期間内に、アジアブリッジプログラム副専攻対象科目受講申請書を農学部学務係に提出しなければならない。

副専攻プログラム

各専攻、コース、分野（共通科目）の副専攻対象科目及び認定の条件は、下記及び表のとおりです。

学生の選択により、主専攻のほか、副専攻の履修ができるように、コース専門科目及び研究科共通科目のなかに指定された分野（各専攻・コースに対応した分野及び「防災」「生物情報科学」「アジアブリッジプログラム」の専攻横断的分野）の副専攻科目群を置き、8単位以上の履修をそれぞれの分野の副専攻認定の条件とします。

副専攻修了認定

1. 副専攻の修了認定を希望する学生は、修了時まで、当該副専攻プログラムから8単位以上修得してください。
2. 副専攻修了認定を希望する学生は、指定された期日までに農学部学務係で所定の事務手続きを完了してください。
3. 副専攻修了認定は、教授会の議を経て、研究科長が認定します。
4. 研究科長は、副専攻修了認定を受けた学生に修了したことを証明する修了証を授与します。なお、修了認定に必要な8単位のうち4単位以上修得した学生に対し、申請により、副専攻修了見込証明書を発行します。
5. 副専攻修了を証明する書類は前記4の修了証のほかは別途に証明書は発行しません。

副専攻履修科目の単位

副専攻の修了要件と主専攻の修了要件は独立に定められているので、それぞれに必要な単位を履修するようにしてください。

●情報学専攻

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	システム・ネットワーク論	2	この4科目のうちから、 2単位以上を修得すること
	※ コミュニケーション論	2	
	※ 情報資源総論	2	
	情報社会セキュリティ論	2	
コース選択科目	ソフトウェア工学	2	この13科目のうちから、 6単位以上を修得すること
	アーキテクチャ設計論	2	
	データ工学	2	
	※ ネットワークシステム論	2	
	※ 認知科学論	2	
	知的インターフェース論	2	
	音声情報処理論	2	
	※ 画像情報処理論	2	
	デジタルコンテンツ特論	2	
	情報システム設計論	2	
	地理情報科学特論	2	
	情報政策特論	2	
	※ 言語理論特論	2	

●理学専攻数学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 代数学特論	2	この13科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	※ 代数系特論	2	
	※ 幾何学特論	2	
	※ 幾何系特論	2	
	※ 解析学特論	2	
	※ 解析系特論	2	
	※ 数理論理学特論	2	
	※ 数学基礎論特論	2	
	※ 確率論特論	2	

※ 複素解析学特論	2
※ 位相数学特論	2
※ 組合せ数学特論	2
※ 公理的集合論特論	2

●理学専攻物理学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	※ 物理学特別演習Ⅲ	2	この15科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	※ 物理学特別演習Ⅳ	2	
	※ 数理物理学特論	1	
	※ 多体系数理特論	2	
	※ 量子光学特論	2	
	※ 量子力学特論	2	
	※ 素粒子物理学特論	2	
	※ 物性物理学特論	2	
	※ 実験物理学特論	1	
	※ 生物物理学特論	2	
	※ 宇宙物理学特論	1	
	物理学特別講義Ⅰ	1	
	物理学特別講義Ⅱ	1	
	物理学特別講義Ⅲ	1	
	物理学特別講義Ⅳ	1	

●理学専攻化学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	※ 構造物理化学特論	2	この24科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	※ 光物理化学特論	2	
	※ 分子動力学特論	2	
	※ 遺伝生化学特論	2	
	※ 核酸構造化学特論	2	
	※ 無機化学特論	2	

※ 無機固体化学特論	2
※ 無機量子化学特論	2
※ 機能物質化学特論	2
※ 有機化学特論	2
※ 有機金属化学特論	2
※ 有機超分子化学特論	2
※ 放射線測定・解析特論	1
※ 放射能利用分析特論	1
※ 放射科学特別演習	1
※ 先進放射化学特論	2
※ 先進エネルギー化学特論	2
※ 放射線管理学特別実習	1
化学特別講義Ⅰ	1
化学特別講義Ⅱ	1
化学特別講義Ⅲ	1
化学特別講義Ⅳ	1
化学特別講義Ⅴ	1
化学特別講義Ⅵ	1

●理学専攻生物科学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	※ 細胞生物学特論	1	この17科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	※ 分子生物学特論	1	
	※ 内分泌学特論	1	
	※ 動物生理学特論	1	
	※ 神経科学特論	1	
	※ 微生物学特論	1	
	※ 植物発生学特論	1	
	※ 植物生理学特論	1	
	※ 分子発生学特論	1	
	※ 植物分類学特論	1	
	※ バイオ知財学特論	1	

※ 組織学特論	1
※ 比較生物学特論	1
生物科学特別講義Ⅰ	1
生物科学特別講義Ⅱ	1
生物科学特別講義Ⅲ	1
生物科学特別講義Ⅳ	1

●理学専攻地球科学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	※ 進化古生物学特論	2	この13科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	※ 多様性生物学特論	2	
	※ 沈み込み帯流体論	2	
	※ 岩石鉱物物理学特論	2	
	※ 岩石変形学特論	2	
	※ 第四紀学特論	2	
	※ 海洋学特論	2	
	※ 古動物学特論	2	
	※ 地球微生物学特論	2	
	※ 地震学特論	2	
	※ 地球連続体力学特論	2	
	※ マグマ学特論	2	
	※ Agent-based Modeling	2	

●工学専攻機械工学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース 選択科目	コア専門科目	宇宙工学特論	この9科目のうちから、 4単位以上を修得すること
		流体力学特論	
		※ 応用熱工学特論Ⅰ	
		材料強度設計	
		※ ロボット工学特論	
		生産システム特論	

		信号処理	2	
		フォトニクス工学	2	
		※ メカトロニクス特論	2	
	一般専門科目	航空工学特論	2	この12科目のうちから、 4単位以上を修得すること
		環境エネルギー工学特論	2	
		※ 応用熱工学特論Ⅱ	2	
		先進材料の強度と破壊	2	
		塑性理論	2	
		数値塑性力学	2	
		情報工学特論	2	
		ヒューマンビジョンセンシング	2	
		超精密計測	2	
		マイクロメカニクス	2	
		振動・波動工学	2	
		伝熱工学特論	2	

●工学専攻電気電子工学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	※ 応用エレクトロニクス特論	2	この5科目のうちから、 8単位以上を修得すること
		デジタル通信システム特論	2	
		視聴覚情報処理	2	
		※ 電機エネルギー変換工学特論	2	
		システム制御工学特論	2	

●工学専攻電子物質科学コース

※印は英語対応科目

科目区分		授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	Advanced Solid State Physics	2	この24科目のうちから、 8単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻電気電子工学コースの学生は「Advanced Solid State Physics」及び「集積電子回路工学特論」を除く22科目から、8単位以上を修得すること。
		※ 集積電子回路工学特論	2	
		Advanced Quantum Electronics	2	
		Nanomaterials	2	
		Advanced Energy Chemistry	2	
	一般専門科目	プラズマエレクトロニクス	2	
		結晶工学	2	
		半導体電子物性論	2	
		半導体光物性論	1	
		熱電デバイス物性論	1	
		量子電子物性	2	
		ナノ構造物の電気伝導論	2	
		量子効果デバイス	2	
		光デバイス特論	2	
		電子ディスプレイ工学	1	
		無機材料特論	2	
		高分子材料特論	1	
		光機能材料特論	2	
		エネルギー材料特論	2	
		固体表面科学特論	2	
		材料物性特論	2	
		材料評価特論	1	
		電子物質科学特別講義第一	1	
		電子物質科学特別講義第二	1	

●工学専攻化学バイオ工学コース

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	無機化学特論	この9科目のうちから、 6単位以上を修得すること
		物理化学特論	
		ケミカルバイオロジー特論	
		バイオマテリアル特論	
		バイオプロセス特論	
		Advanced Organic Chemistry	
		Advanced Chemical Engineering	
		Advanced Biochemical Engineering	
		Advanced Bio-functional Molecules	
	一般専門科目	応用化学特論	この4科目のうちから、2単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「Environmental Engineering」を除く3科目のうちから、2単位以上を修得すること。
		バイオ応用工学特論	
		Environmental Engineering	
		Advanced Molecular Biology	

●工学専攻数理システム工学コース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目	環境計画	この5科目のうちから、 4単位以上を修得すること
		動的システム論	
		※ 分散システム論	
		集合・論理・位相	
		※ 数理計画特論	
	一般専門科目	離散システム論	この10科目のうちから、 4単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻事業開発マネジメントコースの学生は「リスクマネジメント」を除く9科目のうちから、4単位以上を修得すること。
		自然の数理論	
		※ 環境シミュレーション特論	
		リスクマネジメント	
		解析学理論	
		メディア情報処理論	
		数値計算アルゴリズム論	
		線形代数学統論	
		数学解析	

	微分方程式	2
--	-------	---

●工学専攻事業開発マネジメントコース

※印は英語対応科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	コア専門科目		この4科目のうちから、 2単位以上を修得すること
	マーケティング入門	2	
	ものづくり戦略論	2	
	データ分析及び演習	2	
	財務戦略論	2	この12科目のうちから、 6単位以上を修得すること。 ただし、工学専攻数理システム工学コースの学生は「リスクマネジメント論Ⅰ」及び「OR及び演習」を除く10科目のうちから、6単位以上を修得すること。
	一般専門科目		
	プロジェクトマネジメント	2	
	知財戦略論	2	
	リスクマネジメント論Ⅰ	2	
	リスクマネジメント論Ⅱ	2	
	※ マネジメント特論Ⅰ	2	
	マネジメント特論Ⅱ	2	
	マネジメント特論Ⅲ	2	
	社会調査及び多変量解析入門	2	
	アントレプレナーシップ	2	
	地域イノベーション	2	
	先端技術レビュー	2	
	※ OR及び演習	2	

●農学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
コース選択科目	果樹園芸学特論	1	この11科目のうちから、 4単位以上を修得すること
	花卉園芸学特論	1	
	野菜園芸学特論	1	
	収穫後生理学特論	1	
	応用昆虫学特論	1	
	植物病理学特論	1	
	持続可能型農業科学特論	1	
	農業経営経済学特論	1	
	植物化学特論	1	

生物化学特論	1	この22科目のうちから、 4単位以上を修得すること
細胞生物学特論	1	
害虫防除学特論	1	
植物分子遺伝学特論	1	
ゲノミクス遺伝学特論	1	
農業生態学特論	1	
環境社会学特論	1	
生態学特論	1	
環境微生物学特論	1	
住環境科学特論	1	
食品栄養化学特論	1	
分子生体機能学特論	1	
応用微生物学特論	1	
生物工学特論	1	
植物機能生理学特論	1	
生物産業特論	1	
造林学特論Ⅰ	1	
造林学特論Ⅱ	1	
林業工学特論	2	
改良木材学特論	2	
木質構造学特論	2	
セルロースナノファイバー科学特論	2	
木質生化学特論	2	
高分子複合材料学特論	2	

●生物情報科学

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	統合オミックス特論Ⅰ	2	この6科目のうちから、 8単位以上を修得すること
	統合オミックス特論Ⅱ	2	
	分子構造解析特論	2	
	分子構造解析演習	1	
	次世代シーケンサーWET演習	1	
	次世代シーケンサーDRY解析演習	1	

●防災

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	災害情報学特論	2	この5科目8単位を修得すること
	津波工学特論	2	
	リスクマネジメント概論	2	
	地震災害論	1	
	火山災害論	1	

●アジアブリッジプログラム

科目区分	授業科目の名称	単位数	副専攻認定の条件
研究科共通科目	Science and Technology in Japan	2	この2科目4単位を修得すること
	Shizuoka Enterprises in South and Southeast Asia	2	
上記以外の研究科共通科目及び各専攻のコース選択科目で、英語によって提供される科目（科目名が英語のもの）及び「英語対応科目（英語のテキストを使用し、英語による説明を併用）」のうちから、4単位以上を修得すること。			

7. 成績評価について

(1) 成績の通知について

成績は各学期ごと学務情報システムにより各自で確認する。

(2) 成績評価に関する疑義に対する手続について

成績評価に疑問がある場合は、農学部学務係において「成績評価に関する質問書」を受け取り、次学期の履修登録期間終了日まで（対象科目への成績が修了に影響する場合は、前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで）に、農学部学務係に提出すること。

8. 修士論文の審査及び最終試験実施日程表

月 日	事 項	備 考
12月中旬	論文題目提出期限	提出先：指導教員→学務係
1月中旬	論文審査委員の選出 (教授会)	論文題目と審査委員を公表
1月下旬	論文提出期限	提出先：各専攻の教務委員会委員 論文は1部で仮綴じとする
2月上旬	論文審査	
2月上旬	論文要旨提出期限	提出先：学務係
2月中旬	論文発表及び最終試験	審査委員は最終試験終了後、論文の審査及び試験の結果の報告書を作成
2月下旬	製本用論文提出期限	
3月上旬	学位授与の認定 (教授会)	1. 合否判定 2. 学長に報告
3月下旬	学位記授与式	

9. 修士論文の審査と取扱いに関する申し合わせ

1. 趣旨

この申し合わせは、静岡大学大学院総合科学技術研究科規則第19条及び第20条の規定に基づき、総合科学技術研究科農学専攻における修士論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項を定める。

2. 修了の意思表示

標準修業年限を超えて修了を希望する者は、下記のとおり意思表示を行うものとする。

1) 4月入学者

年度末に修了を希望する場合は10月末日までに、前学期末に修了を希望する場合は4月末日までに「修了申請書」(様式1-1)を学務係へ提出する。

2) 10月入学者

前学期末に修了を希望する場合は4月末日までに、年度末に修了を希望する場合は10月末日までに「修了申請書」(様式1-2)を学務係へ提出する。

3. 修士論文の審査等に関する日程

修士論文の審査等に関する日程は農学専攻会議又は農学代議員会で決定する。

4. 論文題目の提出

- (1) 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文の題目について指導教員に相談のうえ決定する。
- (2) 指導教員は、所定の日時までに指導学生の修士論文題目及びその審査を担当する審査委員3名以上を選出し、学務係へ「修士論文題目及び審査委員報告書」(様式2)を提出する。
- (3) 「修士論文題目及び審査委員報告書」で報告した論文題目は、原則変更できないものとする。

5. 修士論文の審査及び最終試験

- (1) 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員会が主査の統括の下に行うものとする。
- (2) 修士論文の審査に当たっては、次に示す審査基準をもとに実施するものとする。
 - 1) 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
 - 2) 研究計画や研究方法が十分に吟味されていること。
 - 3) 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。

4) 論文の内容に新規性、独創性または有用性のいずれかが含まれていること。

(3) 修士論文の審査は、論文の査読、口頭発表及び口述試問の結果に基づき、合否の判定を行うものとする。

(4) 上記基準と方法で審査を行い、「合」「否」の2段階で評価する。

- ・修士論文としての水準に達しているもの…「合」
- ・修士論文としての水準に達していないもの…「否」

6. 審査結果

審査委員会（主査）は修士論文の審査及び最終試験の結果を「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）並びに「修士論文審査報告書」（様式4）により、学務係へ報告する。論文審査の結果、「否」となった場合は「修士論文審査報告書」（様式4）は提出しない。

7. 学位授与の認定

- (1) 学務係は、審査委員会（主査）から提出のあった「修士論文・最終試験結果報告書」（様式3）の結果と修了要件単位を全て修得済みであること及び授業料を納付済みであることを確認のうえ修了判定原案を作成し、当該コースの教務委員が点検する。
- (2) 学位授与の認定は、学務係が作成した修了判定原案を教務委員会が確認したうえで、農学専攻会議が審議し、その結果を総合科学技術研究科教授会に報告する。
- (3) 総合科学技術研究科教授会が農学専攻会議の報告を受けて学位授与を議決したときは、研究科長は「修士論文審査報告書」等により学長に報告するものとする。

10. 教育職員免許状（高等学校専修）の取得について

修士の学位を有する者で、高等学校教諭一種免許状（理科又は農業）を取得済み又は同免許状を取得するのに必要な単位を修得済みであり、さらに本専攻において教科及び教職に関する科目（指定されている免許教科科目）を24単位以上修得した者は専修免許状を受ける資格を取得できる。

なお、教科及び教職に関する科目については、「農学専攻授業科目表」（149～164ページ）を参照すること。

また、免許状授与申請のための手続きは、毎年10月に学務係で一括して取りまとめるが、詳細は追って掲示により指示する。

11. 静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ

平成19年 1 月17日教育研究評議会承認

平成24年 3 月14日一部改正

平成25年 3 月19日一部改正

平成26年 2 月19日一部改正

平成29年 3 月14日一部改正

平成29年 4 月19日一部改正

(趣旨)

第1 この申合せは、本学大学院学生の学部又は大学教育センターが開講する教職等の資格取得及び静岡大学防災マイスターの称号を受けるため（以下「資格取得等」という。）に必須の授業科目の受講並びに本学大学院留学生の大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の受講に関し、必要な事項を申し合わせる。

(受講資格)

第2 本学大学院に在学する学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、授業科目の受講を願い出ることができる。

- (1) 受講する授業科目は、当該学生が所属する研究科若しくは自然科学系教育部（以下「研究科等」という。）の基礎となる学部又は大学教育センターが開講し、当該学生が別表で定める期日までに取得しなかった不足単位を補うものであること。ただし、静岡大学防災マイスターの称号を受けるために受講する授業科目は、この限りではない。
- (2) 受講する授業科目の総単位数は、16単位を超えない範囲とし、当該学生が、その範囲内において資格取得等が可能であること。ただし、教育学研究科の小学校免許取得プログラムに関しては、別に定める。
- (3) 受講する授業科目は、当該学生の指導教員及び当該学生が所属する研究科等の長が、当該学生の資格取得等のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであること。

第3 第2に規定する受講資格にかかわらず、本学大学院に在学する留学生は、大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の授業科目の受講を願い出ることができる。ただし、受講する授業科目の総単位数は、第2に規定する科目を除き20単位を超えない範囲とし、当該留学生の指導教員及び留学生が所属する研究科等の長が、当該留学生の日本語教育のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであることとする。

(実習科目の受講)

第4 資格取得等に係る教育実習、博物館実習等の実習科目については、当該学生が所属する研究科の長の申し出により、当該実習科目の授業担当教員（教育実習の場合は受入れ学校長）が特別に認めた場合に限り、当該実習科目を開講する部局の長は、受講を許可することができる。

(成績)

第5 受講した科目の成績は、大学院の成績簿に記載する。

(修得単位の取扱い)

第6 本申合せにより修得した単位は、大学院の課程を修了するための単位に算入しない。

(証明書の発行)

第7 資格取得等の申請に必要な単位取得証明書は、大学院の成績簿に基づき学長又は研究科等の長が発行する。

(実施日)

第8 この申合せは、平成29年4月19日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

別表 抜粋

研究科名	研究科で定める期日
総合科学技術研究科	大学院入学日

12. 静岡大学大学院特別研究学生規程

(平成18年12月13日規程第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、他の大学院（以下「他大学院」という。）に在学する学生で、静岡大学（以下「本学」という。）の大学院において研究指導を受ける者（以下「大学院特別研究学生」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

第2条 大学院特別研究学生として本学大学院における研究指導を志願する者は、次に掲げる書類を添えて、他大学院を通じて本学学長に願出しなければならない。

- (1) 大学院特別研究学生入学願（別記様式1）
- (2) 大学院特別研究学生入学内諾書（別記様式2）
- (3) その他本学大学院が必要とする書類

(入学許可)

第3条 大学院特別研究学生の入学は、他大学院からの願出に基づき、入学する研究科等の教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(入学時期)

第4条 大学院特別研究学生の入学時期は、本学大学院と他大学院との協議の上、決定するものとする。

(研究指導期間)

第5条 大学院特別研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程又は後期3年の課程のみの博士課程において研究上特に必要と認められるときは、所属する研究科等の教授会及び他大学院との協議を経て、1年を超えない範囲で研究指導期間の延長を許可することができる。

(研究指導)

第6条 大学院特別研究学生は、教授会において認められた研究課題の研究指導を受けるものとする。

(施設設備等の利用等)

第7条 大学院特別研究学生は、研究指導を受ける上で必要な施設、設備等を無償で利用することができる。

2 実験及び実習に要する費用は、大学院特別研究学生の負担とすることがある。

(保険等への加入)

第8条 大学院特別研究学生は、他大学院において、学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険等に加入しなければならない。

(規則等の遵守)

第9条 大学院特別研究学生は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(研究指導の終了)

第10条 大学院特別研究学生は、研究指導期間の終了までに指導教員を経て、研究報告書を研究科長又は教育部長に提出しなければならない。

- 2 学長は、提出された研究報告書に基づき、当該研究科等が認めた研究課題に関する評価を行い、終了と認められた者に対し、本人の願い出により、研究終了証明書(別記様式3)を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 大学院特別研究学生に係る検定料及び入学料は、納付を要しない。授業料の納付に関する取扱いは次の各号による。

- (1) 大学院特別研究学生が国立大学大学院の学生であるときは、授業料の納付を要しない。
- (2) 大学院特別研究学生が国立大学大学院以外の学生であるときは、授業料を納付するものとし、その額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定めるところによる。ただし、本学と他大学院との間に個別の協定がある場合にあっては、この限りでない。
- (3) 大学院特別研究学生の授業料は、在学予定期間に応じ、6か月分に相当する額(6か月に満たない場合は、その期間分に相当する額)を当該期間における当初の月の末日までに納付しなければならない。

(既納の授業料)

第12条 既納の授業料は、これを返還しない。

(入学許可の取消し)

第13条 学長は、入学を許可した学生が、大学院特別研究学生として不適当と認められるときは、他大学院の長と協議の上、入学許可を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の入学許可の取消しを行おうとするときは、あらかじめ入学した研究科等の教授会の意見を聴くものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、大学院特別研究学生に関し必要な事項は、本学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

13. 静岡大学大学院特別研究派遣学生規程

(平成18年12月13日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学（以下「本学」という。）大学院の学生で、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において研究指導を受ける者（以下「大学院特別研究派遣学生」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

第2条 大学院特別研究派遣学生となることを志望する者は、指導教員の許可を得て、次に掲げる書類を添え、所属する研究科長等を通じて学長に願出しなければならない。

- (1) 大学院特別研究派遣学生申請書（別記様式1）
- (2) 大学院特別研究派遣学生受入内諾書（志望する他大学院等の研究指導者等が作成したもの）（別記様式2）
- (3) 他大学院等が要求する書類

(派遣の許可)

第3条 大学院特別研究派遣学生の許可は、所属する研究科等の教授会の議及び他大学院等との協議を経て、学長が行うものとする。

(他大学院等への派遣期間)

第4条 他大学院等において研究指導を受けるための派遣期間は、1年以内とする。ただし、博士後期課程又は後期3年の課程のみの博士課程において研究上特に必要と認められるときは、所属する研究科等の教授会及び他大学院等との協議を経て、1年を超えない範囲で研究指導期間の延長を許可することができる。

(派遣期間の取扱い)

第5条 大学院特別研究派遣学生としての派遣期間は、本学大学院の在学期間を含むものとする。

(研究報告書等の提出)

第6条 大学院特別研究派遣学生は、派遣期間が終了したときは、直ちに所属の研究科長又は教育部長に研究報告書及び他大学院等の長の交付する研究終了証明書等を提出しなければならない。

(授業料)

第7条 大学院特別研究派遣学生は、他大学院等で研究指導を受けている期間中も本学に授業料を納付するものとする。

(派遣許可の取消し)

第8条 学長は、大学院特別研究派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、他

大学院等との協議に基づき、教授会の意見を聴いて、派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 大学院特別研究派遣学生として、他大学院等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(保険等への加入)

第9条 大学院特別研究派遣学生は、学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償責任保険又は他大学院等が指定する研究災害補償制度に加入しなければならない。

(雑則)

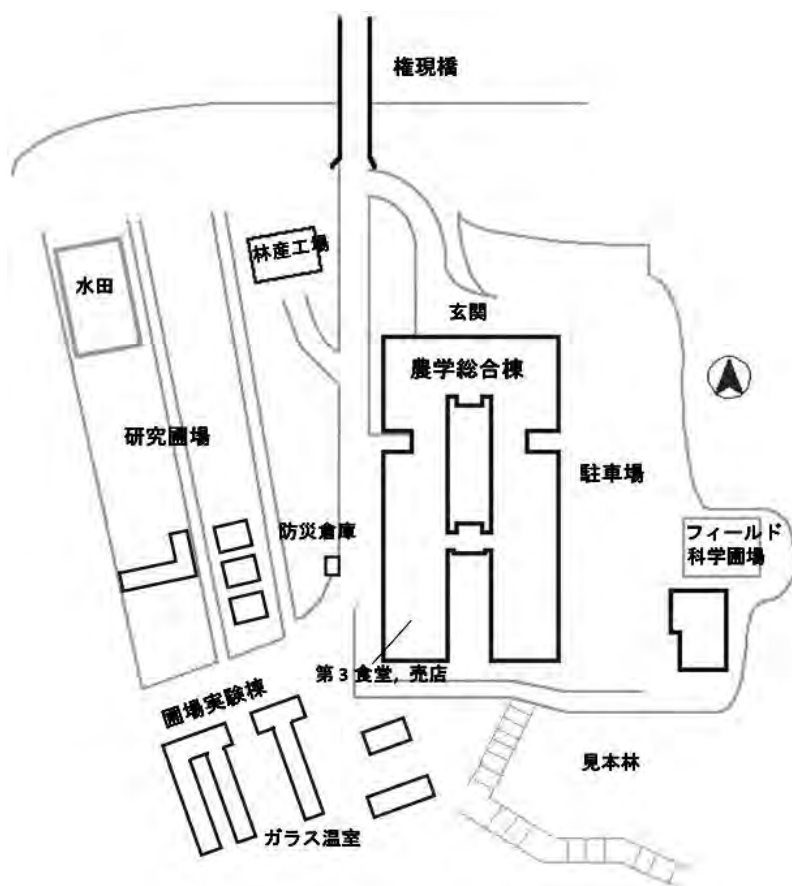
第10条 この規程に定めるもののほか、大学院特別研究派遣学生に関し必要な事項は、本学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

《一部改正規程附則省略》

静岡大学農学部配置図



掲示について

学生生活はメールと掲示を見ることから始まる

大学が学生に対して行う一切の告示・通知等は、学務情報システムから送信されるメールと、共通教育棟と農学総合棟の掲示板への文書掲示により行われる。次々に新しいメールが送信され、また掲示が出されるので、午前・午後それぞれ一度は必ず見るように心がけること。メールや掲示を見なかったため重大な結果になっても本学部及び本研究科では一切責任を負わないので注意されたい。

農 学 部 長
総合科学技術研究科長